

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？-陳羣と伍澄宇を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2015-10-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 土屋, 光芳 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17583

中華民國維新政府はなぜ 平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

— 陳羣と伍澄宇を中心に —

土 屋 光 芳

《論文要旨》

1938年3月に日本占領下の華中で樹立された中華民國維新政府は、1940年3月に成立した汪精衛政權になぜ平穩に吸収されたのか。確かに維新政府は当初から日本政府の課した将来の「中央政權」と統合するという条件の下、その成立時に「臨時的モノ」と宣言して樹立された政權であった。しかし、実際に汪政權への平穩な吸収が実現した背景にはそれを推進した主役がいた。本稿では両政權で内政部長を務めた陳羣と、この陳羣によって県政訓練所の教官に登用され立法委員を務めた伍澄宇の二人に焦点を当て、かれらがなぜこうした役割を果たすことができたかについて、かれらの「留学経験」、「反共」の背景、「政權構想」などの観点から考察を加えた。第1に陳羣と伍澄宇の二人は日本留学中、孫文の革命運動に参加し、「留学経験」を通して孫文との関係があったが、蒋介石との接点はなかった。第2に「反共」について陳羣は国民党右派に属して国共合作に反対する立場であり、かつ「清党」の執行者だったのに対して、伍澄宇は孫文の連ソ容共政策に最初から反対であり、その理論的根拠も明確であった。第3に「共和政体」への復帰をめざす維新政府と国民党流の「民主政治」を意図する汪政權との政權構想の違いに対して陳羣はイデオロギーよりも政治の実務（治安警察）に関心があり、実際、両政權で内政部長を担当して政府の継続性を保証した。それに対して伍澄宇は1939年2月の『維新政綱原論』の出版によってリベラル・デモクラシーの視点から蒋介石政權の一方専制を批判する一方、孫文の大亜細亞主義と「東方文化」の重視や、三民主義を実現させる「四民主義」の主張など両政權のイデオロギー的な共通点を強調することで汪政權への吸収を促進する働きをした。しかも、伍澄宇の拠って立つリベラル・デモクラシーの理念と制度は県政訓練所で講義されたものであり、その意味で末端レベルからの「民主政治」という國民政府の方針とも矛盾しなかった。

キーワード：陳羣，伍澄宇，中華民國維新政府，汪精衛政權，留学経験，反共，政
権構想

はじめに

1937年7月7日の盧溝橋事変に始まった日華事変は12月7日の南京陥落で終わるという期待があった。「和平」を見越して12月14日に北京で中華民國臨時政府（以下、臨時政府）が樹立される。しかし、国民政府が降伏しないと1938年1月16日に近衛首相は「爾後国民政府を相手にせず」という声明を出した。他方、日本の占領下に置かれた華中では3月30日に中華民國維新政府（以下、維新政府）が設立された。本稿で考察の対象とするこの維新政府は1940年3月30日に成立する汪政權に吸収されるまで2年間続いた。一方、臨時政府はその設立当初に日本が将来の中央政府とすると約束していたためか、汪政權成立後も華北政務委員会として実質的に存続した。

維新政府についての研究は1990年代半ばになってようやく始まった。堀井浩一郎の研究は主に日本側の関連史料にあたってその成立過程を解明した重要な業績である。その結論で堀井は維新政府を次のように評価している。維新政府は日本側の「分治合作」戦略に沿った「徹頭徹尾日本の傀儡政權として成立した」。つまり、日本（軍）の庇護下、「明確な理念も展望も」持たず、「民心を掌握できず、その統治地域も微かな範囲にとどまった」と結論付けた^①。

他方、ごく最近、発表された関智英の研究は日中双方の関係者の回想を含む原史料を丹念に掘り起こし、1938年3月に維新政府が成立する前の1937年12月5日に上海大道政府が樹立される過程を明らかにする一方、約4か月間しか存在しなかったこの大道政府と維新政府それぞれの指導者たちの

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

「将来構想」を比較考察した。その結果、上海大道政府が「中華民國の体制を否定し、最終的に世界が天皇の下に帰一する」としていたのと較べれば、維新政府が「中国の原状（三権鼎立の共和政体）回復」を期するとした点で前者よりも後者の方が中国の立場をより明確にした政權だったと結論づけた⁽²⁾。

いずれにしても南京維新政府はその支配地域が長江沿岸の江蘇、浙江、安徽と上海・南京特別市などに限られ、民衆の支持もそれほど高かったわけではない。しかし、堀井の説のように南京維新政府が日本の純然たる「傀儡政權」だったと断定するのは必ずしも適切ではないであろう。欧米の維新政府研究者であるブルックは政權樹立に奔走した関係者の行動を辿った後、その結論で維新政府は「日本だけで作ったものではなく、交渉、不適格な代表、責任逃れなどがもたらした政治的所産であり、その中で中国人たちは主人・日本の受動的な傀儡以上に関与した」と指摘している。つまり、維新政府は「中国人の共和政府理念の保守的な解釈（国民党の一党専制の要素を取り除いた）と東亜共栄圏内の行政単位に入るように求める日本の要望との妥協の産物だった」と評価したが、これが公平と考えるからである⁽³⁾。ブルックの評価と関連して筆者は、維新政府が対日コラボレーションを行う一方、蔣介石独裁を正当化していた国民政府の「訓政」を中華民國樹立当時の「共和政体」に戻そうとしている点に特に注目したい⁽⁴⁾。この時期でもなお「共和政体」に戻そうと望む中国人が依然として存在していたことは興味深い事実であろう。

占領下のコラボレーションというブルックの視座に立てば、上海大道政府と南京維新政府はいずれも日中戦争が続く中、日本軍の軍政に対処する必要性から生まれたものである。後の汪政權は「上から」のコラボレーションの失敗によって樹立された結果、日本への従属性の強い政權として出発したが、「大亞洲主義」などイデオロギー的な独自性を貫いただけでなく、特に日米

戦争の勃発後、政権の自立性を強化することもできた。特筆すべき点は汪政権が公式に日本から租界を返還させ、日本との対等な立場を主張できるようになったことであろう⁽⁶⁾。他方、維新政府について関智英は、『中華新声』、『南京新報』、『新東亜』など政府機関紙などに発表された指導者たちの論説を検討し、日本との提携、反共、そして日中戦争の原因を蒋介石政権に求めた点など共通した特徴がみられたが、政権成立後1年を過ぎると国民党批判と三権分立の議論が減ったと結論づけた⁽⁶⁾。

この維新政府についての最大の謎は平穩に汪精衛政権に吸収されたのはなぜか、であろう。その理由としてまず挙げなければならないのは、日本政府が維新政府の樹立直前の1938年3月24日の閣議で「中支新政権」は「一地方政権」という前提の下に「北支臨時政府に合併統一」とされると決定していたことであろう⁽⁷⁾。その結果、維新政府側では成立当初から別個の中央政府がいずれ樹立されることを承知していた。3月28日の維新政府成立宣言を見ると国民政府が日中戦争で採用した「焦土政策」と「容共政策」を批判するとともに重慶に退いて統率力を失ったと断定する一方、維新政府は江蘇・浙江等の省を管轄する「臨時的ノモノ」とであると明言していた⁽⁸⁾。実際、同年11月3日の近衛首相の「東亜新秩序」声明に呼応して重慶を脱出した汪精衛が12月29日に和平の通電を發し、それ以降、「和平運動」を精力的に進めると、7月11日には南京・北京の政府のそれぞれの代表、行政院長梁鴻志と行政委員会委員長王克敏は記者会見を開いて汪氏の声明に賛成すると支持を表明した。この時、梁鴻志は根本原則として「反蔣」「反共」「親日」の3大原則の実現に努めてきたと述べた⁽⁹⁾。

このように日本側の意向、維新政府側の対応、汪精衛の「和平運動」の進展、そしてこれに対する維新・臨時政府の支持表明など、各当事者間の交渉過程が決裂せずに進んだことが、維新政府の汪政権への吸収が平穩かつ円滑に進んだ理由であることは疑いの余地がないであろう⁽¹⁰⁾。しかし、素朴な疑

問は、汪政權成立以前の 1939 年 8 月 30 日に南京で中国国民党第六次全国代表大会が開かれ、そこで「和平・反共・建国」の 3 つの目標が掲げられたが⁽¹¹⁾、これら 3 つの目標を維新政府の指導者がどの程度共有していたかということである。確かに第 1 目標の「和平」と第 2 目標の「反共」は維新政府と共通した目標といってよいであろう。しかし、第 3 目標の「建国」について維新政府は、すでに指摘したが、その政權構想で「共和政体」への復帰を主張していた⁽¹²⁾。他方、その後、成立する汪精衛政權は国民大会と憲法制定を経て憲政を実施するという国民党流の「民主政治」であった⁽¹³⁾。

そうすると維新政府の汪政權への平穩な吸収を進めるためには両政權間に予想される政權構想の相違を埋める必要があったはずである。この相違をだれが、どのように埋めようとしたのであろうか。その手掛かりとして二人の指導者、すなわち、維新政府行政院長となる梁鴻志（1882-1946）から政權のかなめの役を託された内政部長の陳羣（1890-1945）と 1938 年 9 月に開設された内政部県政訓練所の教官に陳羣が招いた伍澄宇（1888-1962）を取り上げる⁽¹⁴⁾。維新政府と汪精衛政權の双方で陳羣は内政部長、伍澄宇は立法委員と同じ職に就いていたことに意味があると考えられるからである。興味深いことであるが、陳羣と伍澄宇の二人については、かれらがせいぜい「中堅幹部」だったせい⁽¹⁵⁾、あるいは「伍澄宇所蔵の史料が戦災で失われた」からであろうか⁽¹⁶⁾、これまでほとんど検討された形跡がない⁽¹⁷⁾。後者の伍澄宇については戦前に『国体精理』（南洋民治舎、1915 年）、陽明学会の講義をまとめた『講習録』と『陽明哲理』（発行年不詳）、『維新政綱原論』（陽明学会、1939 年 2 月）、『国民政府政綱之理論与实际』（政治月刊社、1942 年）などの著作がある。戦後、漢奸裁判にかけられ、その保釈中に大陸に渡ろうとして投獄され、10 年以上、獄中で過ごし、30 冊以上の著書を残した。このような経歴の人物であるにもかかわらず、これまでほとんど研究対象に取り上げられることがなかった⁽¹⁸⁾。それどころか漢奸裁判において伍澄宇は、この裁

判の性格を「今の各案件では職責が問われ、事実が問われない。証拠となる罪状と統一的な法令解釈とは相反し、法に対する信念を喪失している」と的確に批判している。今日の中国大陸で続く「法治」の現状を暗示させる指摘ではなかるうか⁽¹⁹⁾。

以下、陳羣と伍澄宇の二人はなぜ汪精衛政権への維新政府の平穏な吸収を進める役割を果たすことができたか、について考察する。まずかれらの経歴、特に「留学経験」の特徴を明らかにし、次いでかれらがいつから、なぜ「反共」だったのか、最後にかれら（特に伍澄宇）が維新政府政綱の政権構想と予想される汪精衛政権のそれとの間の相違をどのように埋めようとしたかについて考察してみよう。

その前に陳羣と伍澄宇二人の経歴について見ておこう。陳羣は 1890 年福建省長汀県に生まれ、高等警官学校、福建私立法政学校を卒業した⁽²⁰⁾。辛亥革命が起きると福建学生軍北伐軍に加わった。1913 年に日本に留学して明治大学法科（校外生から検定試験で 3 年に編入）で法学士、東洋大学で文学士をそれぞれ取得した⁽²¹⁾。日本留学中、孫文の結成した中華革命党に加わり、1915 年、『福建群報』を創刊し、1916 年に上海の中華革命党総部の幹事を務めた。1917 年に広東の大元帥府秘書につき⁽²²⁾、1922 年 11 月に林森（1868-1943。1932 年に国民政府主席に就任）が福建省長になると⁽²³⁾、林森に同行して福建政界との連絡役を半年務め、広東に戻ると党務處處長に就任する。1924 年に黄埔軍官学校の政治教官となる⁽²⁴⁾。北伐では白崇禧東路軍総指揮部政治部主任として従軍し、1927 年 5 月、上海の政治工作を委ねられて「清党」に従事する。楊虎を上海警備司令に任命し、その取締まりの過酷さによって「養虎成群」と恐れられた。1932 年 1 月 1 日の孫科政権誕生で内政部政務次長兼南京首都警察庁長などを勤める。1 月 28 日、孫科政権が倒れて蔣汪合作政権ができると、陳羣は政界を離れ、上海で弁護士を開業した。その後の陳羣は、すでに指摘したように、維新政府樹立とともに内政部長に

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

つき、中華民国政府連合委員会の委員をつとめ、維新政府の解消後に成立した汪政權でも内政部長を務めた。日本の降伏後、陳羣は服毒自殺を遂げた。

他方、伍澄宇（号は平一）は1888年広東省台山県に生まれ、辛亥革命以前に日本に留学、日本大学で法学士を取得した⁽²⁵⁾。東京で中国同盟会が結成されると、伍澄宇は、その会員となった。1907年に渡米してフィラデルフィアの華僑学校に携わる一方、在米華僑に革命運動を普及させる活動を行い、1910年2月24日に同盟会の在米支部の発足に寄与した⁽²⁶⁾。1917年に帰国すると全国総工会会長、北京大總統府秘書、最高法院審判官、建軍総参議などを勤め、広州嶺海公学で教鞭をとった⁽²⁷⁾。孫文死後、政界を離れ、招かれて「陽明学会」の講師となり『講習録』、『陽明哲理』等の著作を出版した。1925年上海で弁護士を開業し、1926年に上海法科大学教授についた⁽²⁸⁾。南京維新政府が樹立されると立法院治安委員会委員⁽²⁹⁾、高等文官懲戒委員会委員⁽³⁰⁾、財政委員会委員となり⁽³¹⁾、内政部県政訓練所と青年団の教官を務める。汪精衛政權では1940年3月法制委員会委員長に、4月9日外交委員会委員長に、1940年4月憲政実施委員会委員に、6月立法委員にそれぞれ任命された⁽³²⁾。戦後、漢奸裁判にかけられた時、伍自身は高等法院検査官の尋問に対して汪政權参加の理由を「生活のため」と主張した⁽³³⁾。1946年6月南京首都高等法院で「敵国に通報し、本国に反抗を図った」として有期徒刑8年、公権剥奪8年の判決を受けた⁽³⁴⁾。国共内戦が激化すると仮釈放され、台湾に移った。すでに指摘したが、1950年4月に香港経由で北京行きを試みて逮捕され、懲役15年の判決を受けた。獄中で伝統的な儒教思想の研究書から三民主義と「反共」に関する書籍、法律書など30冊以上の著作を残し、1960年に釈放され、1962年11月12日、台湾大学付属病院で死去した。

本稿は陳羣と伍澄宇の二人が維新政府の汪精衛政權への平穩な吸収を促した主役と考えるので、かれら二人の経歴の類似点をまとめておこう。第1に陳羣と伍澄宇が二人とも日本に留学し、その時期が、陳羣は辛亥革命後、伍

澄宇が辛亥革命以前と異なるが、二人とも留学中、孫文の革命運動に加わった。第2に二人とも孫文と個人的関係があり、陳羣は中華革命党への参加、伍澄宇は中国同盟会に参加、渡米後、在米支部を結成し、二人とも孫文の秘書を務めた経験がある。孫文死後、伍は政界を離れ、弁護士を開業していた。陳羣は国民革命軍の北伐に加わり、上海で「清党」の政治工作を任される。第3に二人とも蒋介石政権とは距離があって、維新政府に参加した点で一致している。陳羣は「清党」の費用の件で蒋介石との関係がまずくなり、政界を去ると出版社や学校の経営、弁護士を経て、維新政府・汪政権の内政部長に就く。他方、伍澄宇は孫文死後、陽明学会の講師を務め、弁護士を開業すると同時に上海法科大学教授をも務めた。維新政府では立法委員、法制委員会委員長となり、汪政権でも立法委員を務め憲法改正作業に従事した⁽³⁵⁾。

1 「留学経験」の特徴

まず陳羣と伍澄宇二人の「留学経験」の特徴について考えてみよう。「留学経験」とは外国で「技術知」と「実践知」を得る機会と定義する。簡潔に言えば、「技術知」は書物で得られる知識で、「実践知」は体験を通じて得られる知識である⁽³⁶⁾。

陳羣は辛亥革命以前に福建省の高等警官学校と私立法政学校を卒業し、辛亥革命では福建学生軍北伐軍に加わっている。辛亥革命の後、日本に留学するが、この時、既に23歳になっていた。なぜ留学先に日本を選んだかは定かでないが、日本では明治大学で法学を、東洋大学では文学を学び、それぞれ法学士と文学士を取得している。陳羣がなぜ2つの異なる学士号を取ったのであろうか。その理由については、1941年12月7日に神田一ツ橋教育会館で開かれた中華民国留日学生会主催の会で汪政権内政部部长として次のような発言をしていることから推測できる。

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

…日本に来て、日本の政治經濟については研究しないで、却ってマルクス、スミス等の如き、西洋の政治經濟を研究してゐる者さへあります。これは諸君、明白に區別しなければなりません。諸君は日本に留学してゐるのだから、日本の書物を研究しなければならぬ。それは諸君の責任でもあるのである⁽³⁷⁾。

陳羣のこの発言は、清末以来の中国人留学生が日本で「西洋文化をまなぶ」とか⁽³⁸⁾、あるいは「日本語を習得することと社会主義学説の研究とはほとんど同義」といった留学の仕方⁽³⁹⁾に対して批判的な見方をしていたことがわかる。陳羣は学生たちに洋書の日本語訳を読むだけではなく、留学先の「日本の政治經濟」についても研究することを勧めている。「留学経験」が「技術知」だけでなく「実践知」をも得る機会であることに陳羣が気付いていた証拠といってよい。日本で外国の書物の日本語訳を読んでいるだけは「英米留学生と何等區別する所がなくなる」とさえ言っている⁽⁴⁰⁾。この自覚があったからであろうか、陳羣は明治大学で法学を学んだ後、東洋大学で文学を学んだのかもしれない。当時の日本の政治經濟の実際や日本人の考え方を知らなければならない日本人の日常生活が描かれた文学を読む必要があると考えたとすれば、「留学経験」の「実践知」に目を向けるように促したといつてよいであろう⁽⁴¹⁾。

1913年に袁世凱のクーデタで日本に亡命した孫文が1914年7月に中華革命党を結成したのは陳羣の留学中のことであつた。辛亥革命で福建学生軍に入隊した経験のある陳羣が孫文の中華革命党に加わつたのも不思議ではないであろう⁽⁴²⁾。帰国して上海で中華革命党総部の幹事の一人を務めたこともあつたようである。

南北対立が続くなか1919年10月10日に中華革命党は中国国民党に改称し、党本部を上海に置いた。1920年11月29日に広東軍政府が樹立される

と中国国民党は翌21年1月3日に広州に党本部特設弁事處を設置し、その組織の党務科副主任に陳羣は就いている⁽⁴³⁾、同21年4月7日には南方にも中華民国政府が樹立され、孫文は非常大總統に選出される。6月13日の陳炯明(1878-1933)の反乱で⁽⁴⁴⁾、孫文は危うく難を逃れて軍艦楚豫に移る。この時、陳羣は総統府秘書として楚豫から永豊艦に移った孫文と行動を共にし、6月16日から8月9日まで孫文の指揮下、夜間の情報収集活動に従事した⁽⁴⁵⁾。

一方、伍澄宇は、陳羣のように辛亥革命後に日本に留学したのではなく、辛亥革命以前に日本に留学している。伍澄宇は日本大学で法学士を取得する一方、この時期に孫文の中国同盟会に参加した。同盟会の多くのメンバーとは異なり、伍澄宇は外国の華僑に革命運動を広める目的で1907年に渡米してフィラデルフィアの華僑学校に携わった。孫文が渡米した時、伍澄宇は秘書として同行して、1910年2月に在米同盟会を結成するなど、海外華僑における革命運動の普及に貢献した⁽⁴⁶⁾。当時の孫文は東南アジアの華僑からの援助が底をつき、米国の華僑の援助を必要としていたようである。1910年2月27日にサンフランシスコ同盟会が発足し、伍澄宇は改めて入党手続きを行って活動を続けた⁽⁴⁷⁾。8月20日にサンフランシスコで同盟会は機関紙の『米州少年週報』の名称を『少年中国晨报』に変更して日刊紙を刊行した時、伍澄宇はその発刊に携わった⁽⁴⁸⁾。

1911年10月10日に辛亥革命が起きた時、伍澄宇はちょうど孫文とともにデンバーに滞在中で、ここで国外に向けて革命の意義を訴える宣伝活動を行い、「伍が文章を起草し、唐瓊昌がこれを英語に訳した」という⁽⁴⁹⁾。孫文は帰国することにしたのに対して、伍澄宇は米国に留まって党員と募金の獲得を続けていたが、1913年にはアメリカを後にして中国に向かった。しかし、袁世凱のクーデタによって伍澄宇は帰国できず、1914年2月14日に東京で孫文と再会した⁽⁵⁰⁾。その後、伍澄宇はフィリピンに向かい、3月13日

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

に孫文はマニラの伍澄宇宛に手紙をだし、伍の提案した飛行機購入に賛成し、華僑からの募金活動の方法について助言を行った⁽⁶¹⁾。マニラでは4年間、東南アジアの華僑から資金購入と飛行機購入計画を実現しようとした⁽⁶²⁾。

このような伍澄宇の「留学経験」の特徴は日本で「技術知」として法学を習得しただけでなく孫文の革命運動にも加わったことであろう。この革命運動へのかかわり方の特徴は他の多くの黨員のように中国本土の革命蜂起に加わるのではなく、渡米して華僑の間に革命運動を普及させて同盟会支部を結成することであった。革命運動の「実践知」としては運動への直接参加ではなく運動を裏から支えるカネと支援者の獲得による「後方支援」、つまり、ロジスティクス（補給）が中心だったといえてよい⁽⁶³⁾。

以上の陳羣と伍澄宇の「留学経験」の特徴は大学で「技術知」として法学などの知識を習得するだけでは満足しないで、孫文の革命運動に参加し、その「実践知」を習得することになったことであろう。陳羣は辛亥革命後、孫文が日本で結成した中華革命党に加わり中国本土で上海の党総部の幹事を担当した。他方、伍澄宇は辛亥革命前に孫文の中国同盟会の結成に加わったあと渡米して在米支部の設置のため黨員を集めて募金活動を行うなどの「後方支援」、つまり、ロジスティクスを担当していた。二人とも孫文の秘書をした経験があり、孫文との個人的な結びつきがあった。しかし、蒋介石とは、次節（「反共」について）で論じるが、二人ともそれぞれ異なる理由で、距離があり、このことが維新政府や汪政權への参加につながった要因の一つと考えることができよう。

2 「反共」について

さて、陳羣と伍澄宇はいつ、なぜ「反共」の立場を取るようになったのであろうか。1917年8月に広東で孫文が大元帥府を開いた時、陳羣は9月14

日に秘書処の秘書に就いている⁽⁶⁴⁾。国共合作の開始後、陳羣は、黄埔軍官学校で三民主義課目を担当した⁽⁶⁵⁾。この時期、陳羣は胡漢民の同郷で同学（法政大学速成科）の古應芬（1873-1931。大元帥府の秘書長で、陳羣の上司だった）によって民政庁民政科長に登用され、同庁管轄の警官学校と課吏館それぞれの校長と館長に任命された⁽⁶⁶⁾。胡漢民（1879-1935）は孫文の右腕の一人と称されたが、孫文死後の1925年7月に広州で国民政府が樹立される前から国共合作に反対する立場を明確にしていた⁽⁶⁷⁾。そのほかにも孫文の右腕として廖仲愷と汪精衛の二人がいたが、かれらは国共合作を積極的に進める左派の中心的な指導者であった。同年8月20日、廖仲愷が暗殺されて以降、国共対立が激しくなった時までには、陳羣は国民党左派との関係はなく、右派の胡漢民側から「反共」を支持していたことが指摘できるであろう。

1926年3月20日に蒋介石は右派の働きかけに応えるかのように中山艦事件を起こす。この「反共クーデタ」によって左派の指導者の汪精衛が失脚し出国を余儀なくされるが、広東国民政府は依然として連ソ容共政策を継続した。しかし、北伐が進むにつれて国共対立は激しさを増し、国民党左派と共産党は1927年1月、武漢に国民政府を移すことを決める。上海では共産党が1926年10月24日と1927年2月22日に蜂起（ないし暴動）を繰り返し、「階級対立」が鋭化し、一触即発となっていた⁽⁶⁸⁾。それゆえ、共産党の勢力拡大に脅威を感じていた武漢と上海の資本家たちは蒋介石が「反共」に方針転換するように望んでいたのも不思議ではない⁽⁶⁹⁾。3月21日に上海で蒋介石が再度、反共クーデタを執行することによって共産党の第3次蜂起を鎮圧するが、この時、陳羣は蒋介石から政治工作を任されている。陳羣と親しかった李文瀆はその前後の陳羣の行動を具体的に語っているので、他の資料とその他の研究書で確認しながら辿ってみよう。

北伐軍が江西省南昌に入ると蒋介石は鄭祖禹（不詳）と陳羣に大金を渡し、上海に行つて「清党」の方法について青幫の頭目の杜月笙（1887-1951）、張

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

嘯林（1877-1940）、黄金榮と相談するように指示した⁽⁶⁰⁾。陳羣は上海で楊虎、杜月笙、張嘯林、黄金榮と義兄弟の契りを結び、中華共進会を結成した⁽⁶¹⁾。かれらの力を借りて労働組合を買収する一方、英仏両租界当局に通知して「清党」の準備を整えていく。4月12日、国民革命軍東路軍総指揮白崇禧（1893-1966）は上海に戒嚴令を布告し、労働者の武装解除を進めた⁽⁶²⁾。4月14日、同東路軍政治部主任の陳羣は上海の政治工作を命じられ、楊虎を上海警備司令に任命する。陳羣は軍警を指揮して出動、一日で400人余りが殺害され、拷問を受けたものも多数に上ったとされる⁽⁶³⁾。4月18日、国民党右派は南京に国民政府を樹立し、武漢政府と対峙することになる。

このような「反共」の執行者である陳羣と楊虎に対して蒋介石陣営からもやり過ぎだとして何らかの措置を取る必要があるという批判の声も上がったが、蒋介石は聞かなかった。この当時の蒋介石には、陳炯明の反乱後、孫文の指揮下、永豊艦で行動を共にした陳羣に対して何らかの同志的な感情があったのかもしれない。1922年6月2日、故郷にいた蒋介石は孫文からの緊急の来援を求める電報に接すると6月25日、孫文の支持者の虞洽卿（1867-1945）から受け取った小銭で6万元を持って上海を離れ⁽⁶⁴⁾、29日に孫文のいる永豊艦に到着した。これ以降、実行力のある蒋介石に孫文が一目置くようになったのも納得できる。すでに指摘したように、この時、総統府秘書の一人として孫文の傍にいたのが陳羣だった。その後、孫文と42日間、生死を共にし⁽⁶⁵⁾、当時の陳羣は蒋介石にとって陳炯明と戦った「战友」の一人ともいってよかったのである。蒋介石の陳羣と楊虎に対する当時の信頼は厚かったようであり、その後、かれらを寧波に移して「清党」を続けさせた⁽⁶⁶⁾。

しかし、7月27日、武漢政府が「分共」を宣言し、南京政府との合同の動きが進むと、8月13日に蒋介石が下野を宣言する。「清党」に対する非難が強まり、8月22日、楊虎と陳羣は処罰されるのを恐れて職を放棄する⁽⁶⁷⁾。陳羣と蒋介石の関係がこじれるのは、陳羣が蒋介石に「清党」の費用を要求

し、断られて以来であると李文濱は指摘している⁽⁶⁸⁾。しかし、蒋介石の側からすれば、下野によって「清党」の責任を取った以上、その費用は蒋介石個人ではなく政府が負うべきと考えたであろう。陳羣はやや思慮深さに欠けていたように思われる⁽⁶⁹⁾。いずれにしてもこの出来事は陳羣の「反共」に対する立場はイデオロギー的なものであるよりも実務的だったことを示唆するものである。ただし、陳羣が実行部隊の指揮者の立場からすれば、それは当然であったかもしれない。

このように陳羣は国民政府が武漢に移るまでに国民党右派に属するようになり、次いで蒋介石が反共クーデタを実行する際には上海で政治工作を任せられ、実行部隊の指揮者として武装労働者を弾圧し、その残酷さで恐れられる存在となった。蒋介石との関係は「清党」の費用問題をきっかけに悪化するが、この出来事は陳羣の政治への関心がイデオロギーではなく実務面（治安警察）にあったことを示していた。他方、蒋介石の反共クーデタを契機に青幫の杜月笙らとの間で生まれた関係は陳羣が政界を離れた後も続くことになる。満州事変後、蒋介石が下野し、孫科政権が誕生すると陳羣は内政部政治次長兼首都警察庁長に就任するが、蔣汪合作政権誕生で結局は政界を離れる。陳羣は上海華東書局の開店や中学の開校で杜月笙の支援を受けている⁽⁷⁰⁾。また他3名とともに法律事務所を開設するのはこの頃である⁽⁷¹⁾。

さて、伍澄宇は「反共」の立場をいつ、そして、なぜ取ることになるのであろうか。伍澄宇は1917年の帰国後、すでに指摘したが、全国総工会会長に、そのほか北京大総統府秘書、最高法院審判官、建国軍総参議など数多くの官職に就き、広州嶺海公学で教鞭をとる。重要な点は、孫文の死後、政界を離れたことであろう。閔智英はその理由として、政界における居心地の悪さ、革命への華僑の貢献に対する無理解、確立しない「法の支配」等への不満などを挙げている⁽⁷²⁾。

しかし、それ以上にこの時期、孫文が連ソ容共政策を進めていたことに伍

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

澄宇が必ずしも賛成していなかったからではないかと思われる。伍はその4半世紀後に次のように回想している⁽⁷³⁾。共産党員の国民党への加入を認めた当時、孫文のいわゆる「容共」は「すべて共産党員が三民主義に服従し、共産赤化を主張しないことだった」。しかし、「今日の中国では共産党が国を混乱させていることに孫文が同情することはないと、私ははっきり断言できる」と主張した。伍は孫文の連ソ容共政策を懐疑的な目で見えていたと推測できよう。

そうすると伍澄宇がいつ「反共」の立場を取ったかは、なぜ孫文の死後、国民政府の職を辞したかを考えれば、推定できるであろう。伍澄宇は孫文の連ソ容共政策に当初から賛成していなかったのではなかろうか。かつて伍澄宇は、辛亥革命前に渡米して在米華僑の革命団体の結成を試み、革命後もフィリピンのマニラ、シンガポールなどの東南アジアの華僑のなかで4年間活動し、1917年に帰国している。ロシア革命が起きたこの年以降、中国人知識人の間でマルクス主義熱が広がっていった時、伍澄宇にはすでにいわば免疫があったといえるようである。つまり、一貫して「反共」の立場に立っていたと見てよいであろう。

たとえば、伍澄宇は『維新政綱原論』第三章「弭乱」の冒頭で維新政府の「政綱二 切実防剿共産使赤化不致危及東亞以定国本而消乱源」の説明において次のように断言している。

今日の世界の混乱の原因は共産赤化に勝るものはない。我国が今日、戦いによって混乱した原因もまた共産赤化によって生まれたものである⁽⁷⁴⁾。

このように伍澄宇は共産主義が世界と中国の混乱の原因であると指摘している。そのような「反共」の立場から蒋介石を、西安事件以降、国共合作を再開したとして批判しただけでなく、国民党にとっては「すべて蒋介石個人

の意思が意思となる」として蒋介石の独裁をも批判している⁽⁷⁵⁾。

次に伍澄宇の「反共」の理由について考えてみよう。伍澄宇は、維新政府政綱第 2 条が「反共」を謳っているのは日本の主張に従ったからであると指摘するが⁽⁷⁶⁾、決してそれだけではないであろう。伍澄宇は日本留学やアメリカで習得したと考えられる、社会科学や国際政治について知識に基づいて自らの反共の理由を、文化、政治、経済、国際などの角度から説明している⁽⁷⁷⁾。

第 1 の文化については共産主義が西洋文化に由来し、階級闘争、プロレタリア独裁、世界革命がその使命であると指摘する。共産主義は、真の自由、真の平等を主張しても実際は、現状の打破と秩序の破壊をもたらすだけである。共産主義は東洋文化の「禮教」と「平和」に適合しないと主張する。

第 2 に政治については、中華民国の成立以来、民主憲政が実現せず、軍閥と官僚が政権を二分し、資本主義もまだ発展していないのが中国の現状であるとまず述べる。資本主義が存在しない以上、資産階級の独裁も階級闘争もない。ロシア革命の例をあげ、貴族が 100 分の 7、労働者農民が 100 分の 93 でレーニンの労農独裁が実現できたのはロシア帝政が大戦に敗北したからにほかならない。中国でこのようなことにならないように「反共」が必要であるというのである。

第 3 に経済について社会主義革命は資本主義の発達した国で起きるという前提から説明する。こうしたマルクスの説は、中国では資本主義経済が発達していないので成り立たない。それにもかかわらず、中国の社会主義者はこの主張に反論しないで、マルクス主義者と自称するのは自己矛盾であると批判している。

第 4 に国際面については、民主国家、ファシズム国家、「赤色帝国主義」国家の 3 つのグループが国際政治に存在しているとして、「共産赤化」の敵が 2 つあることを踏まえて中国は国際社会において生存を図るようにと提言している。

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

このように伍澄宇は、「反共」の理由を、共產主義文化の破壊的性格とは異質な「東方文化」、戦争が革命を誘発する政治の論理、中国における資本主義経済とデモクラシーの未発達、民主国家とファシズム国家に対抗する「赤色帝国主義」国家という国際政治観などを挙げていた。伍澄宇の「反共」は、共產主義文化の破壊的性格とは異質の「東方文化」を強調する一方、リベラル・デモクラシーの立場が明確だったといえよう⁽⁷⁸⁾。

以上、陳羣と伍澄宇の「反共」についての立場や見解についてみてきた。陳羣が「反共」を選択したのは、孫文死後、国民党内の左右対立が激しくなる以前であり、胡漢民の系列の国民党右派の人脈を通じてであった。蒋介石が反共クーデタを実行する際、上海の政治工作を一任され、上海警備司令の楊虎とともに武装労働者を弾圧した。このように陳羣は「反共」の執行者だったのである。他方、伍澄宇は孫文の連ソ容共政策を最初から懐疑的な眼で見ていたのであり、孫文が死去すると孫文に義理立てする必要もなくなったのであろう。まもなく政界を去ったのは「反共」が理由だったといえよう。その後、陽明学舎の講師、上海法科大学教授を務め、弁護士を開業していた。維新政府では県政訓練所の講義で「反共」の理論的正当化を行った。すなわち、「東方文化」とは異質な共產主義文化の破壊的性格、戦争が革命を起こす政治的特徴、資本主義の未発達な中国経済、民主国家とファシズムに対抗する「赤色帝国主義」という国際政治観を根拠としていた。

3 政権構想の相違について

さて、維新政府は民国初期の「共和政体」への復帰をめざす姿勢を明らかにする一方、汪政権は国民党流の「民主政治」（「国民大会」を経て「憲政」）を掲げるというように、両政権が政治構想で掲げた政治体制の性格はそれぞれ異なっている。予想されるこのような政治体制の相違に対して陳羣と伍澄

宇の二人は汪精衛政権が成立するまでにどのように対処したのであろうか。その前に各政権の特徴を明記した汪政権の「国民政府政綱」と維新政府の「維新政府政綱」を比較し、この相違を確認したうえで陳羣と伍澄宇二人の対応の仕方について考察しよう。

まず汪精衛政権が1940年3月30日に成立した時に発表した国民政府政綱は次の10カ条からなる⁽⁷⁹⁾。

- 1, 本善隣友好之方針, 以和平外交, 求中国主權行政之独立完整, 以分担東亜永久和平及新秩序建設之責任。
- 2, 尊重各友邦之正当權益, 並調整其關係, 增進其友誼。
- 3, 聯合各友邦共同防制共產國際之陰謀及一切攪乱和平之活動。
- 4, 对于擁護和平建国之軍隊及各地遊擊隊分別安輯, 並建設国防軍, 劃分軍政軍令大權, 以打破軍事独裁制度。
- 5, 設立各級民意機關。網羅各界人才, 集中全國民意, 以養成民主政治。
- 6, 召集国民大会, 制定憲法实施憲政。
- 7, 歡迎各友邦資本與技術之合作, 以謀戰後經濟之恢復及產業之發展。
- 8, 振興對外貿易, 求國際收支之平衡, 並重建中央銀行, 統一幣制, 以奠定金融之基礎。
- 9, 整理稅制, 輕減人民之負擔, 復興農村, 撫綏流亡, 使其各安生理。
- 10, 以反共和平建国為教育方針, 並提高科学教育, 掃除浮囂空泛之學風。

この国民政府政綱10カ条の特徴を整理すると次の4つにまとめられよう。

第1に第1条から第3条までの対日関係（中国の主權の独立, 日本の權益尊重, 共同防共）。

第2に第4条から第6条までが国内政治（軍隊創設, 国民党流の民主政治, 国民大会と憲政実施）。

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

第3に第7条から第9条が国内經濟（經濟復興，金融制度，農村復興）。

第4に第10条が「反共和平建國」の教育方針。

この政權構想の内，政治体制の性格に係わる部分は，第1条の対日關係のほか第4条から第6条までの国内政治の部分である。以下で維新政府政綱の該当箇所と比較する。

その前にまず陳羣が維新政府の指導者の一人としてどのように抜擢されたか，その過程を見ておこう。日本側では，1938年3月24日に日本政府が閣議決定する前の1月中旬頃，既に陸軍省が華中に「占領上必要ナル治安ノ維持」（陸軍省）を目的として新政權を樹立すると決定していた⁽⁸⁰⁾。現地の軍部は北方政權の元官僚で著名な文人であった梁鴻志に白羽の矢を立てる。すでに指摘したが，出馬を要請された梁がその了承に際して推薦したのが同郷の福建人の陳羣であった⁽⁸¹⁾。

ここでは陳の維新政府に参加する前後の様子を描いた李文濱の回想に注目しよう。李文濱は，日本の降伏後，陳羣が自殺を決心したあと，後事を托した人物である。上海と南京の陥落後，李澤一（陳羣と同郷）が岡田尚（中支那派遣軍総司令松井石根の秘書）と岡田清の兄弟を伴って上海の正始中学108号に住む陳羣を訪ねてきた。陳羣の参加を説得したのが李澤一と岡田尚たちである点は日中双方の資料で一致しているが，先の日本側の資料によるならば，その時期は梁鴻志が陳羣を推薦した後のことであろう。梁鴻志の推薦を受けて陳羣は正始中学77号に住む梁を頻りに訪ね，「偽政府」の組織について議論したという。最終的に梁鴻志と陳羣の二人は「兩院制」で宣言に署名することを決め，1938年3月28日に「救民于水火」の大義を掲げて中華民國維新政府を組織したというのである⁽⁸²⁾。ここでは梁と陳が「兩院制」で宣言に署名したという部分が重要であろう。なぜなら辛亥革命後の中華民國の政治体制が衆參兩院からなる兩院制（二院制）だったからである。こうして維新政府は梁鴻志行政院長，温宗堯立法院長，陳籙外交部長，陳羣内政

部長，任援道綏靖部長，陳錦濤財政部長，陳則民教育部長，王子惠実業部長の顔ぶれで発足した⁽⁸³⁾。

維新政府はその成立宣言で蒋介石政権の「焦土政策」と「容共政策」を批判したうえで⁽⁸⁴⁾，次のような維新政府政綱 10 カ条を明らかにした（その原文は日本語である）。

- 1，三権鼎立ノ憲政制度ヲ実行シ一党専制ヲ取消ス
- 2，切ニ共產主義ヲ排撃シ赤化ノ危険ヨリ東亜ヲ免レシメテ動乱ノ根源ヲ除去ス
- 3，外交ハ平等ヲ原則トシ権力ヲ喪失セザルヲ以テ主旨トナシ中日ノ親睦ヲ促進シ東亜ノ和平ヲ強固ナラシムルト共ニ各国トノ永遠ノ睦誼ヲ確保締約ス⁽⁸⁵⁾
- 4，各省被災区ノ難民ハ速カニ復帰セシメ旧業ニ就カシムルト共ニ非戦区ニアリテハ保安組織ヲ設立シ土匪ヲ掃討シ郷土ヲ清掃ス
- 5，失業救済資源開発工業ノ振興農産物ノ改善ハ国家ノ指導下ニナシ広ク外国資本ヲ吸収スルト共ニ友邦ト経済提携ヲ謀ル
- 6，既成ノ工商企業及ヒ金融組織ヲ扶助シ發達強化セシメ国富ヲ増加セシム
- 7，中国固有ノ道徳文化ヲ本トシ世界ノ科学知識ヲ吸収シ理知精粹体力強健ノ国民ヲ養成セシメ従前ノ教育及ビ淺薄ナル学説ハ須ク根本的ニ廓清ス
- 8，財政ハ収支適合ヲ謀リ人民ノ負担ヲ輕減シ冗費ヲ節省シ全国ノ福利ヲ増進セシメ従前不急ノ建設苛細ノ捐税等凡ソ民衆ニ害アル可キモノハ悉ク之ヲ罷除ス
- 9，人材ヲ登用シ識者ヲシテ充分ニ國家ニ尽力セシメ言論ヲ公開シ国民ヲシテ隨時政治ヲ批判セシム

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

10、官吏ノ貧汚ヲ嚴懲シソノ成績如何ヲ見テ免官シ二重ノ機關ヲ合同セシメ吏道ヲ刷新ス⁽⁸⁶⁾

この維新政府政綱（維政と略す）10カ条と先の国民政府政綱（国政と略す）10カ条とを較べてみよう。まず共通点は6つある。

第1に「共同防共」（維政2と国政3）。

第2に「善隣友好」（維政3と国政1）。

第3に治安回復と治安組織ないし軍隊の創設（維政4と国政4）。

第4に経済復興と経済提携（維政5と国政7）。

第5に国富の増加（維政6と国政8）。

第6に財政均衡と人民負担軽減（維政8と国政9）である。

なお、官僚の腐敗防止は維新政府政綱第10条にしかない。国民政府政綱第2条の「各友邦の正当權益の尊重」は維新政府政綱にはない。しかし、これらの2点、「官僚の腐敗防止」と「各友邦の正当權益」の問題はその趣旨から共通点に挙げてかまわないであろう。

次に相違点は一見したところ3つある。

第1に維新政府は三権分立の憲政制度を目指すのに対して（政綱1）、国民政府は国民大会召集、憲法制定と憲政実施を掲げる（政綱6）。

第2に維新政府は中国固有の道德文化を基礎としたのに対して（政綱7）、国民政府は「和平反共建国」を教育方針とする（政綱10）。

第3に維新政府は「言論の公開」と「政治批判」を掲げたのに対して（政綱9）、国民政府は全国の「公意を集中し」民主政治を「養成する」とした（政綱5）。

全体としてみれば、維新政府政綱と国民政府政綱は相違点よりも共通点の方が圧倒的に多い。しかも、3つ相違点の内の2つ目もその背後に孫文の大亜細亞主義という共通点がある。結局のところ、維新政府が「三権分立の憲

政制度」と「言論の公開」と「政治批判」を掲げ、国民政府よりも欧米流の民主体制を志向している点が大きな違いだったことになる。

このようにそれぞれの政綱を較べれば、維新政府は国民党流の民主政治をめざす汪精衛政権よりも、三権分立の憲政制度、言論の公開と政治批判などリベラル・デモクラシーを目指す点が特徴だったことが分かる。陳羣と伍澄宇の二人は維新政府の汪政権への吸収を進めるためにこの相違を埋める必要があったはずである。かれらはそれをどのように行ったのであろうか。

まず陳羣は孫文の秘書を経験し国民党右派に近かったので維新政府の政権構想には違和感があったとしても想像に難くない。維新政府が中華民国の「共和政体」への復帰を想定していたからである。しかし、すでに指摘したが、陳羣は、段祺瑞政権の秘書長を勤めた経歴があり、同郷人でもあった梁鴻志から協力を依頼された時、梁鴻志とは「二院制」の政治体制にすることを約束していた。しかも「清党」を巡って陳羣が蒋介石と対立したのが金銭問題であってイデオロギーによるものではなかったことを思い起こすならば、陳羣の政治への関心はイデオロギーよりも実務面にあったとみてよいであろう。それが正しいとすれば、陳羣にとっては「和平」と「反共」が明確である以上、政治体制の性格の違いは大して重要な問題ではなかったといつてよいのではなかろうか。

実際、陳羣は、維新政府が上海から南京に移転した後、さっそく政府内に幹部養成機関を設置し、内政部長としての活動に着手した。政府樹立一周年記念で陳羣は、中央に県政訓練所と警察学校を創設する一方、各地の警察機関に警士訓練所を設立して、科学的で規律ある訓練を行うことを明らかにしている⁽⁸⁷⁾。さらに陳羣は江鎮三(1891-?)を民政司長に登用し、県政訓練所を準備させ1938年9月に開設している。県政訓練所は2班を合格させ、高級班は2年1期として卒業後は県長に発令し、初級1年は県科長に任用したとされる⁽⁸⁸⁾。

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

このように陳羣は主として政治体制の性格よりも政治の実務面、特に警察・治安組織に関心があり、汪政權でも内政部長を担当することによって両政權の国内制度の継続性を保証する役を果たしたということができよう。

さて、内政部に設けた県政訓練所の教官に陳羣が招いた伍澄宇は予想される両政府の政權構想の相違をどのように埋めようとしたのであろうか。陳羣が伍澄宇を抜擢した意図は「実質的な部分で国民政府以来の方針の継承を図っていた」ことを示すと関智英は指摘しているが⁽⁸⁹⁾、伍澄宇は実際、どのようにそれを行ったのであろうか。陳羣が政治の実務面に主な関心があったのに対して伍澄宇は、その著書『維新政綱原論』（1939年2月）からも分かるが、東西の政治思想と制度に通じた学者であった。同書は序を除いて260ページに及ぶ力作であり、第1章の緒論、第2章から第11章の各章で維新政府政綱の第1カ条から第10カ条までを扱い、第12章が結論となっている。各章は政綱10カ条の単なる解説に留まらず、広く東西の社会科学の知識を盛り込んで私見を付け加え、最後に政策提言を行っている。最後の結論部分では各項目を外交部、内政綏靖部、実業部、厚生、教育部、財政部、考試部、司法部、立法部などに業務を分担させて実施するように提案している⁽⁹⁰⁾。これらの内容を検討すれば、伍澄宇が汪政權との間で予想される政治体制の性格の相違をどのように埋めようとしたか、明らかになるのではなかろうか。

まず『維新政綱原論』第1章の緒論で伍澄宇は日中戦争の原因を蒋介石政權の国民党「一党専制」の結果であると指摘し、本書の結論部分では汪精衛が1938年12月22日の近衛三原則声明に呼应して1938年と12月29日に公開した「和平通電」に賛成すると表明した⁽⁹¹⁾。伍澄宇の日中戦争論は汪たちの主張に賛成していたといえる。日中戦争の戦争原因について当時の中国人の常識であった「日本の侵略」に求めるのではなく、研究者の視点に立って次のような内外の原因を挙げた点が注目に値する。国外の遠因としてはロシアの極東侵略、日本の国防戦略、日本の人口増加・経済関係と植民地政策の

影響に求める。国外の近因としては日本の軍事政権、日独伊防共協定、イギリスの中国金融支配をあげる。さらに国内の遠因としては清朝の失政による日露の衝突、北洋軍閥と国民党の対立と政治の退行、国民党の一方専制、人材の軽視と官僚の政治化をあげる。国内の近因としては国民政府が隣国と友好関係を結ばないで国防の準備もしないで世論を抑圧したこと、そして「連ソ政策」によって東方の民族の危機と安全を脅かしたことを挙げている⁽⁹²⁾。

次に伍澄宇が行った維新政府政綱10カ条の解説の内、政治体制の性格に触れた章に絞って検討を加えることにする。すなわち、第1条の国民党の一方専制批判（第2章、体制）、第7条の「中国固有の道德文化」（第8章、植材）とその関連で提出された「四民主義」、第9条の「言論の公開」と「政治批判」（第10章、治理）などを論じた章である。第2、第8、第10の各章の内容を要約しながら、来るべき汪政権の政治体制との相違をどのように埋めようとしたのかについて考察し、最後に伍澄宇が中国の「民主化」をどのように展望したかについても考えてみよう。

第1の国民党の一方専制批判は維新政府政綱第1条を解説する第2章「体制」で展開された。まず「三権分立」がなぜ必要かと設問し、その理由は、それがなければ自由が保障されないからだと指摘した。その上で第1節では「三権分立の原理」を西洋の政治学説史に照らして解説している。「三権分立」はアリストテレス（いわゆる「混合政体」）にそのルーツがあり⁽⁹³⁾、ロック（立法・行政の「二権」分離）を経て⁽⁹⁴⁾、モンテスキューで完成された。モンテスキューはロックの立法・行政の二権のほか司法権を加え、三権を分立させて抑制均衡によって専制を防止しようとした⁽⁹⁵⁾。伍澄宇はモンテスキューの『法の精神』第6章1節、すなわち「その国の憲政の二権が一体となって一人の手に帰するか、あるいは一群の行政官たちに統合されれば、民衆の自由が失われる」という一節を引用している⁽⁹⁶⁾。ここで伍澄宇が「立法権」を「憲権」、「行政権」を「政権」、「司法権」を「刑権」と訳し、立法権と行政

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

權を「憲政の二權」と訳している点に注意しよう。このことから伍澄宇の「憲政」という用語が文字通りの「立法と行政」を意味し、日本語に含まれる「立憲主義 (constitutionalism)」とは異なることが分かるであろう⁽⁹⁷⁾。それにもかかわらず、維新政府政綱第1条にある「三權分立」の趣旨が権力の抑制均衡による自由の保障であることに変わりはない。伍澄宇がその後、汪政權に設置された憲政実施委員会委員に就任し、同委員会で議論の叩き台となる原案を提出している。伍澄宇が「三權分立」そのものに固執するのではなく、より現実的に国民政府の「五五憲章」(1935年5月5日発布)の不備を正すことに方針転換した理由の一端が推測できよう⁽⁹⁸⁾。

第1章第2節「憲政制度の組織と新趨勢」では維新政府は行政院、立法院、司法院の三院からなるとして政府の組織系統を図式化している。政府組織図のなかに三院の上に「議政會議 (議政委員會)」が設置されている点で三權分立と矛盾していると的確に指摘している⁽⁹⁹⁾。確かに「議政會議 (議政委員會)」は「實際的運用」のための「維新政府ノ最高會議ニシテ政府ノ最高中枢審議機關」と規定されたものであり、梁鴻志行政院長、温宗堯立法院長、陳羣内政部長の3人の常務委員が「政府の首班」とされた⁽¹⁰⁰⁾。しかし、民權の運用方法を解説する際に伍澄宇がリベラル・デモクラシーの制度と思想の基本知識を紹介している点は注目に値する。まず国民投票制 (代議制を補完するもの。特にワイマール共和国)、次いで職能代表制 (フランス型とイギリスのギルド社会主義)、さらに比例代表制 (少数派の有権者の重視) について詳細に説明を行った。その上で、最後に「社会思想の発達」と題して自由主義と社会主義の対立について論じている。

第1章第3節「一党専制を取り消す意義」では国民政府の一党専制の起源として、第1に国共合作に始まったこと、第2に蒋介石が「清党」を実施しても「党治」を止めなかったことの2点を指摘した。次に国民政府の一党専制を批判する理由としては以下の4点を挙げている⁽¹⁰¹⁾。

- 1, 「多数支配」という意味での「民権政治」に反する。
- 2, 自由主義に反する。
- 3, 議会政治では政党が民意を代表するのだが、一党専制は別の政党を認めない。
- 4, 人民の自由と参加を認めなければ、人民の国家に対する観念は衰える。

要するに、伍澄宇の政治的立場は多数支配、自由主義、議会政治、多党制などリベラル・デモクラシーの思想と制度にあったといつてよいのである。その立場に立って維新政府自体が必ずしも「三権分立」となっていない点を的確に指摘していた。

第2に維新政府政綱第7条の「中国固有の道德文化」については第8章「植材（人材育成）」で解説している。伍澄宇は第7条のこの内容が1916年4月に『中華民国憲法芻議』で提唱した「民徳主義」に一致しているとみなし、孫文の三民主義（民族、民権、民生）はこの民徳主義を加えた「四民主義」になって初めて実現できると主張した⁽¹⁰²⁾。

この第8章の冒頭で晩年の孫文の日本での講演、「大亜細亜主義」を引用して、維新政府と誕生しつつある汪政権とのイデオロギー的立場が一致することを明確に示した。伍澄宇が孫文のこの講演で特に注目するのは「西方文化」と「東方文化」の区分であり、「東方文化」が教育政策の基本であると指摘し、具体的に次の4点から説明した⁽¹⁰³⁾。

1では中国固有の道德文化とは何かについて論じ、東方文化は中国が中心で、中国文化は儒学が中心であると主張した。

2では東西の倫理道德の違いについて論じ、東洋は「家族主義」、西洋は「個人主義」が基本とし、それぞれ長短と優劣があるのでどのように運用するかが重要であると指摘した⁽¹⁰⁴⁾。

3では精神と物質を偏重することの弊害について論じ、西洋の道德観念は

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

「権力本位」で、第1次大戦で西洋の「道德文化は破産」したとする、梁啓超『欧游心影録』（1920年）の一節を引用し、世界の科学知識を吸収する前に中国固有の「道德文化」を基にするべきであると主張した⁽¹⁰⁵⁾。

4では精神と物質の相互関係について論じ、スペンサーの社会進化論とワットの蒸気機関発明との関係を例に引いて、「物質之（文か？）明」が精神文明に資すると主張した。結論的には中国の固有の文化をもとにして世界の科学知識を吸収することが教育政策の基本であると伍澄宇は指摘した。

それでは伍澄宇は、孫文の三民主義（民族、民権、民生）はなぜ「民徳主義」を加えた「四民主義」になって実現できると主張したのであろうか⁽¹⁰⁶⁾。伍澄宇は「我国の政治が進歩しないのは民徳にある」とみなし、民徳主義は「民族、民権、民生に関してそれらと連続して分けることができない」からであるというのである。まず民徳と民族の関係については民徳が民族にあってはじめて「人は自民族を愛すると同時に他人が自民族を愛するのを尊重できる」と主張する。民徳と民権の関係については、「主に君主制は威に民主制は徳に基づく」という立場から、政治に参加する者が法を守ることを尊び、そうしてはじめて参政権（選挙、罷免、創制、複決の四権）を行使しても貧富差による害悪が生じないという。民徳と民生の関係については「民生」が「地権平均」「資本節制」等を実現するためには西欧の「社会革命」に拠るよりも伝統的な礼記の「大同」によるほうが良いと主張した⁽¹⁰⁷⁾。

要するに孫文の大亜細亜主義の立場に立って権力中心の「西方文化」は破綻したという前提のもとに儒教中心の中国の「東方文化」の方が優れているとしたうえで、三民主義は「民徳主義」を加えた四民主義で完成するというのが伍澄宇の主張であった。

第3の「言論の公開」と「政治批判」については第10章「治理」で維新政府政綱第9条を解説する第1節の人材登用の制度の説明に続く第2節で論じている⁽¹⁰⁸⁾。第10章第1節の人材登用制度についての解説がなされ、甲、

乙、丙の3つの項目からなっている。甲は唐から民国初めまでの試験制度、乙は英米の官吏採用試験の概略、丙は試験制度の原理と諸問題に触れている。結論的には、試験委員会組織法、文官保障法、公務員任用法、公務員保障法、試験規程、登用程序法規、試験委員会視察条例を規定するように提言している。

維新政府政綱第9条の「言論の公開」のルール（原文は「法度」）は「国民に随時政治を批判させ、広く進言できる道を開く」ことが目的である⁽¹⁰⁹⁾。これを実現するためにはルールを定める必要があるとし、2つの項目に分けて論じている。甲は「どのような公開批判がルールに合致するか」、乙が「ルールに合致した政治批判はどのように保護すべきか」である。

後者の項目のいわゆる「言論の自由」は西洋諸国が認めているものであり、「法律によらなければこれを制限できない」ものである。これを制限するルールの一つは、政治を批判する言論が合法的に行われるもの、もう一つは言論が公共の秩序に影響するものではないこと、である。具体的に出版法が言論の自由を規制し、維新政府の場合、次の5つを制限している。

- 1、政府の転覆を意図する者、或は中華民國の利害に反する者。
- 2、人心を惑わし、共産主義者、あるいはそれに類する主義者の宣伝を意図する者。
- 3、国家制度を軽蔑し政府の行為を侮辱するものであり、その事実が虚偽であることがすでに明白であるが、或は付会してこれを公然と主張あるいは掲載する者。
- 4、公共の秩序の破壊を意図する者。
- 5、外国の元首、或は我国に駐在する他国の外交官の長を侮辱する者⁽¹¹⁰⁾

維新政府の出版法は政治批判の範囲を広く取っており、「言論の自由」の

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

例外規定は、イギリスの憲法学者のダイシー（Albert V. Dicey, 1835-1922）が『英国憲法』（*The Law of the Constitution*, 1885）で明らかにしたそれと変わらないと伍澄宇は主張した⁽¹¹¹⁾。今日、「言論の自由」とは政府による事前の検閲や取り締まりを受けないことを意味するので⁽¹¹²⁾、伍澄宇の説は正しいであろう。ただし、維新政府が実際、出版法をどのように運用したかについて伍澄宇は述べていない。

このように伍澄宇が「言論の自由」を「言論の公開」と「政治批判」のルールの問題として議論し、言論の自由の限度について論じたが、その背景としては、伍澄宇の政治構想の基礎として当時のイギリスの憲法学者、ダイシーの「法の支配」論があったと考えてよいようである⁽¹¹³⁾。

以上の伍澄宇が『維新政綱原論』で展開した政權構想をまとめれば、第1に三権分立は三権を分けることそのものよりも自由を保障する手段であること、この前提から一党専制の否定が出てくること。第2に孫文の大亜細亜主義と「東方文化」を教育政策の基本とし、孫文の三民主義は「民徳主義」を加えた「四民主義」になって実現できると主張したこと。第3に「言論の公開」と「政治批判」のルールを明確にすることによって「法の支配」を確立しようとしたことなどである

それでは、伍澄宇の維新政綱論と汪政權の政綱とではどのような共通点と相違点が指摘できるであろうか。まず共通点は、蒋介石政權の「抗戦」、「一党専制」、「容共」を批判し、日本との「和平」を主張し、孫文の「大亜細亜主義」を重視し「東方文化」を教育政策の基本とした点である。

次に相違点は伍澄宇の「四民主義」と「言論の自由」であろう。前者について文字通りに読めば、伍澄宇の四民主義と孫文の三民主義は別であるが、四民主義で三民主義が実現するものと指摘しているので、三民主義を否定したもとはいえないであろう。後者の「言論の自由」についての議論は国民党流の「民主政治」ではなくリベラル・デモクラシーを前提とするものであ

た。この問題を中国政治の「民主化」の展望のなかで最後に考えてみよう。

伍澄宇は蒋介石政権の「一党専制」を批判する際、リベラル・デモクラシーの制度と理念、すなわち、三権分立、多数支配、投票制度、多党制、言論の自由（言論の公開と政治批判のルール）などを前提としていたといっよい。しかし、伍澄宇は『維新政綱原論』でこれらの制度と理念を中国でどのように実現するかについては論じていない。それどころか伍澄宇はこの講義を全国レベルではなく地方レベルの県政訓練所で行ったことを忘れてはならないであろう。この点で、孫文が『建国大綱』で主張した、地方の末端レベルから民主政治を育成するという趣旨と矛盾してはいないのである⁽¹¹⁴⁾。おそらく伍澄宇は政治学者ではなく法律学者の立場にたっていたと考えると分かりやすいであろう。伍澄宇は中国政治の「民主化」を念頭に置くと、「法の支配」が欠如していることを意識して、漢奸裁判を法律の権威と「司法独立の精神」を損なうものであると的確に批判できたのも当然であろう⁽¹¹⁵⁾。しかしながら、「民主化」に必要な「法の支配」は伍澄宇が提唱した「民徳主義」と両立できるものとはいえないであろう⁽¹¹⁶⁾。なぜなら後者の「民徳主義」は儒教の「徳治主義」の理想に結びつくものでもあったからである。

要約すれば、陳羣はイデオロギーよりも政治の実務により多くの関心を持ち、維新政府と汪政権のいずれでも内政部長を担当して両政権の継続性を保証する地位にあった。伍澄宇は蒋介石政権の「抗戦」、一党専制、「容共」などを批判した点で汪政権の蒋介石政権批判と一致していた。伍澄宇が蒋介石政権を批判する際、リベラル・デモクラシーの制度と理念に拠っていたといえるが、この講義は全国レベルではなく地方レベルの県政訓練所でその学生たちに行ったものである。この点では地方レベルからのデモクラシーを説いていた国民党の主張と矛盾しなかったといえよう。伍澄宇はまた孫文の「大亜細亜主義」と「東方文化」を強調し、三民主義は自説の「四民主義」になって完成すると主張した。結局のところ伍澄宇はその『維新政綱原論』

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

で維新政府と、樹立直前の汪政權との共通点を強調することによって維新政府の汪政權への吸収を促進する役割を果たしたといつてよいであろう。

むすび

本稿は、2年間続いた維新政府がなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか、について考察した。維新政府は最初から日本側の方針に従って成立宣言で「臨時的ノモノ」としており、実際、汪政權に吸収されてその通りになったのであるが、一方は民国成立時の「共和政体」の復活を、もう一方は国民党流の「民主政治」の維持というように両政權の政權構想は政治体制の性格の違いが明確であった。それにもかかわらず維新政府はなぜ比較的平穩に汪政權に吸収されたのか。この疑問に答えるため、維新政府の汪政權への吸収を進める上で重要な役割を果たした二人の主役、すなわち、両政權で内政部長を務めた陳羣と『維新政綱原論』の著者の伍澄宇に焦点を当てた。かれらがこうした役を果たすことができた理由を明らかにするためかれらの「留学経験」、「反共」の背景、政權構想などの観点から考察を加えた。

第1に陳羣と伍澄宇は二人とも日本に留学し、その時、孫文の革命運動に参加したという「留学経験」がある。陳羣は辛亥革命以前に地元福建省の高等警官学校、政法学校に学び、辛亥革命後、日本に留学した。留学中、明治・東洋二つの大学でそれぞれ法学と文学を学ぶ一方、孫文が結成した中華革命党に参加した。陳羣は日本の大学で法学・行政などの「技術知」を学んだだけでなく中華革命党に入党して革命運動の「実践知」をも習得した。帰国後、陳羣は広東の大元帥府秘書を務め、陳炯明の反乱では孫文の秘書の一人として永豊艦で2カ月余りをすごした。他方、伍澄宇は辛亥革命以前に日本に留学し、その間、中国同盟会に加わり、さらに渡米して孫文の秘書として在米同盟会の結成、革命の宣伝、募金と党員の募集などを行った。日本留学で法

学などの「技術知」を習得しただけなく、孫文の革命運動にも参加した。伍が求めた「実践知」は軍事技術よりも宣伝活動とロジスティクス（人員・物資の補給などの「後方業務」）にあったとあってよい。辛亥革命後もフィリピンとシンガポールに行き同様な活動を行った。1917年に帰国し、全国総工工会会長、北京大総統府秘書、最高法院審判官、建国軍総参議などを務めたが、孫文の死後、政界を去った。陳羣と伍澄宇は日本留学中に孫文の革命運動に参加し、秘書を務めるなど孫文との関係が深かったが、蒋介石とはそうではなかった。

第2の「反共」について陳羣は国共合作時、右派の胡漢民派に属した結果、「反共」の立場に立っていただけでなく蒋介石の反共クーデタでは上海の政治工作を担当して武装労働者の弾圧の先頭にも立った。しかし、蒋介石との関係は蔣の下野を境に金銭問題でこじれてしまった。この事実から陳羣は「反共」の執行者であり、かれの関心はイデオロギーよりも政治の実務（警察・治安など）であったとみてよい。他方、伍澄宇は孫文の連ソ容共政策に対して当初から懐疑的だったようである。「反共」の根拠は共産主義とは異なる「東方文化」とリベラル・デモクラシーに基づくものであり、共産主義理論に対して中国では「民主憲政」と資本主義が未発達であり、共産主義は実現できないと批判的に見ていた。孫文の死後、政界を去ったわけは国民党の連ソ容共政策に反対だったからであろう。陳羣と伍澄宇は二人とも「反共」の立場は明確であり、陳は「反共」の実行者であり、伍はイデオロギー的に「反共」で、その理論的な根拠も明確であった。

第3に政権構想については、維新政府が民国の「共和政体」の復活を唱えていたのに対して汪政権が国民党流の「民主政治」を想定していたので、陳羣と伍澄宇は汪政権への吸収を進めるためには政権構想から予想される政治体制の相違をどのように埋めようとしたのか、考察した。陳羣は国民党員だったので維新政府の政権構想に違和感があったのも不思議ではないが、梁鴻志

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

とは既に「兩院制」を約束していた。しかも陳羣の政治への関心はイデオロギよりも実務（警察治安）にあった。実際、陳羣は維新政府に次いで汪政權でも内政部長を担当したので、警察・治安維持の面で兩政權の継続性を保証する役を引き受けることになったといえよう。他方、伍澄宇は1939年2月の『維新政綱原論』の出版によって樹立の迫った新政權との共通点を強調することによって維新政府の汪政權への吸収を促進する役を果たしたといえてよい。すなわち、蒋介石政權の「一党専制」や「抗戰」を批判し、孫文の「大亜細亞主義」と「東方文化」を強調した点は汪精衛たちの「和平運動」と同様であった。蒋介石政權批判の背後にあったリベラル・デモクラシーの制度と理念は「言論の公開」や「政治批判」をも含んでいたが、地方レベルの県政訓練所の講義で行われたものであり、この点で地方レベルからの「民主政治」という国民党の立場に沿っていたといえる。さらに伍澄宇は自説の「四民主義」でさえも三民主義を実現するものであると主張していた。

簡潔に要約すれば、陳羣と伍澄宇が維新政府の汪政權への吸収を促進する上で重要な役割を果たすことができた理由は、第1にかねは「留学経験」を通じて孫文との関係があるが、蒋介石との接点はなく、第2の「反共」については陳羣がその執行者であり、伍は孫文の連ソ容共政策に最初から反対であったこと、第3の兩政權の政權構想の相違について陳羣は政治の実務に関心があり兩政權で内政部長を担当して政權の継続性を保証し、他方、伍澄宇は『維新政綱原論』でリベラル・デモクラシーの理念によって蒋介石政權の「一党専制」を批判し、孫文の大亜細亞主義と「東方文化」、三民主義を完成させる「四民主義」など汪政權のイデオロギーとの共通点を力説した。しかも、伍澄宇の重視した「言論の自由」と「政治批判」などは地方レベルの県政訓練所で説いたものであり、国民党の基本方針に反するものではなかった点も重要であったといえよう。

《注》

- (1) 堀井浩一郎「中華民国維新政府の成立過程（下）」『中国研究月報』567号、1995年5月、28ページ。中国側の維新政府の簡潔な通史として蔡徳金「付録：偽中華民国維新政府始末」『江蘇文史資料』（第22期、1987年8月、220-245ページ）があり、占領地政権全体を通観する概説書として広中一成『ニセチャイナ——中国傀儡政権 満州、蒙疆、冀東、臨時、維新、南京』（社会評論社、2013年、327-383ページ）がある。前者の論考で蔡徳金が維新政府を「傀儡」と呼ぶのは、華中振興会社を作ってその経營業務として交通運輸、電気、ガス、水道、鉱山、水産など、「すべての経済事業をこの会社の統制下に置いた」からである（237ページ）。後者の書名で「ニセ」が使用されているが、それならば「ホント」のチャイナは何かという疑問が出てきて不毛な「政治論争」に発展する可能性があり、著者の意に反して事実の探究を妨げるのではと懸念される。なお、留学生政策という視点から維新政府から汪政権まで扱った論考としては三好章「維新政府と汪兆銘政権の留学生政策」（大里浩秋・孫安石編『留学生派遣から見た近代日中関係史』御茶ノ水書房、2009年、239-269ページ）がある。
- (2) 関智英「日中戦争時期中国占領地における将来構想」『史学雑誌』第122編第11号、2013年、21ページ）。確かに「中華民国維新政府政綱」を見ると、その第1条で「三権鼎立ノ憲政制度ヲ実行シー党専制ヲ取消ス」とあるように「共和政体の回復」を謳っていた（行政院宣伝局編纂『維新政府之現況』編纂者出版、1939年、32ページ）。
- (3) Timothy Brook, 'The Creation of The Reformed Government in Central China, 1938', in David P. Barrett and Larry N. Shyu eds., *Chinese Collaboration with Japan, 1932-1945: the Limits of Accommodation*, Stanford, California: Stanford University Press, 2001, p. 100. なお、ブルックの関連文献の日本語訳は西野加奈訳「揚子江流域における占領国家の建設、1938-39」姫田光義・山田辰雄編『中国の地域政権と日本の統治』（慶応大学出版会、2006年、229-247ページ）がある。
- (4) 筆者は拙著『中国と台湾の「民主化の試み」』（人間の科学新社、2005年）の第2章で指摘したが、非民主主義体制から民主主義体制への移行を意味する「民主化」の視座に立てば、辛亥革命で樹立された「民主主義体制」は中国国民党の「訓政」によって非民主主義体制に「退行」したと解釈できる。本稿で検討する伍澄宇『維新政綱原論』（陽明学舎、1939年2月）について、S・マーシュは先駆的な周仏海研究のなかで取り上げており、「新しい孫文主義理論解

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

積」を打ち出して蒋介石の「国民党政權の正当性を棄損しようとした」と評価した (Susan H. Marsh, 'Chou Fo-hai: The Making of a Collaborator', Akira Iriye ed., *The Chinese and the Japanese: Essays Political and Cultural Interactions*, Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1980, p. 317)。

- (5) 「租界還付及治外法權撤廢等に関する日本国中華民國間協定」外務省編纂『日本外交年表並主要文書』下, 編者出版, 1955年, 581-582ページ。拙著『汪兆銘政權』論——比較コラボレーションによる考察』(人間の科学新社, 2011年)参照。
- (6) 前掲, 関智英「日中戦争時期中国占領地における将来構想」, 21-22ページ。
- (7) 「北支及中支政權關係調整要領」『現代史資料 (13), 日中戦争 (5)』みすず書房, 1978年第4刷, 144ページ。ただし, 合併される対象はこの時点では「北支臨時政府」であり, 汪政權ではない。このことは, 臨時政府が汪政權成立後も北京政務委員会として存続できた一因と考えられるであろう。
- (8) 「維新政府成立宣言」前掲『維新政府ノ現況』, 30-31ページ。9月22日には中華民國政府連合委員会が組織され, その成立宣言で北京臨時政府と南京維新政府の「救国ノ精神ニ基キ協力合作以テ反共ノ実ヲ挙ケン」と明言した(「中華民國政府連合委員会成立宣言」同上, 782-783ページ。同委員会の会議は1940年3月までの2年間に8回開かれ, その終了宣言で「和平實現」と「憲政実施」の2大方針が掲げられた(「偽中華民國政府連合委員会宣布結束公告(1940年3月)」中国第二歴史档案館編『中華民國史档案資料匯編第5輯第2編附録(上)』鳳凰出版社, 2010年2次, 71ページ)。
- (9) 「梁鴻志, 王克敏接見記者団賛同汪氏声明(1939年7月11日)」黄美真・張云編『汪精衛国民政府成立』上海人民出版社, 1987年第2次印刷, 162ページ。
- (10) 維新政府は前掲, 行政院宣伝局編纂の『維新政府之現況』(1939年3月)と『維新政府概史』(1940年3月)と2冊を出版し, 統一政府に向けた動きを, 前者では第22章「中華民國統一中央政府樹立促進運動」で掲載し, 後者では第6章「新中央政權の樹立と維新政府」と第7章「中華民國維新政府の任務完了」で取り上げ, 政府の平穩な解消を記した。なお, 経盛鴻『南京淪陥八年史』(上, 社会科学文献出版社, 2013年増訂版, 285ページ)は, 維新政府の指導者は主人日本が決めたことに従うしかなく, これが「傀儡政權」の結末だと断言するが, 「傀儡」とされた中国人の「面子」を無視するのは公平ではないであろう。
- (11) 「中国国民党第六次全国代表大会宣言(1939年8月30日)」前掲, 黄美真・張云編『汪精衛国民政府成立』, 332ページ。
- (12) 「政府政綱十ヶ条ノ一」前掲, 『維新政府之現況』, 32ページ。

- (13) 1940年3月30日に南京還都の際、国民政府政綱第6条は「召集国民大会、制定憲法実施憲政」と規定していた（「国民政府政綱（1940年3月30日）前掲、『汪精衛国民政府成立』、823ページ）。孫文の「建国大綱」に遡る軍政、訓政、憲政という3段階を前提としたものであった。この時期の汪精衛は「第2次大戦でのフランスの敗戦及び英国の劣勢」をみて「欧米諸国の議会制民主政治を否定」していた（柴田哲雄『協力・抵抗・沈黙——汪精衛南京政府のイデオロギーに対する比較史的アプローチ』成文堂、2009年、87ページ）。汪はこうした不適応の理由について「このことはすべてこれまで個人の自由を主張する民主主義のために国家・民族の自由がなおざりにされてきた」と指摘した（汪精衛「新時代生命——在三中全会開會詞」南京大学馬列主義教研室（汪精衛問題研究組）選編『汪精衛集團売国投敵批判資料選編』南京大学学報編輯部、1981年、342ページ）。
- (14) 行政院長に就いた梁鴻志は「政見を積極的に披歴した様子はない」とされ（前掲、関智英「日中戦争時期日本占領地における政権構想」（9ページ）、立法院長に就いた温宗堯（1867-1947）は「最も積極的に議論を発表した」とされるが（同、13ページ）、二人とも政権構想についての提言はしなかったようである。
- (15) 前掲、広中一成『ニセチャイナ』、355ページ。
- (16) 関智英『日中戦争時期、対日和平陣営における将来構想』（東京大学大学院人文社会系研究科、2013年平成25年度博士学位請求論文）、218ページ。
- (17) 伍澄宇については、前掲、経盛鴻『南京淪陥八年史』上下2巻の1241ページの大著にもその索引項目がない。
- (18) 筆者は2013年に前掲、伍澄宇『維新政綱原論』を手にして興味を覚え、その翌年、前掲、関智英『日中戦争時期、対日和平陣営における将来構想』の第8章を読んで初めて日本占領期で果たした伍澄宇の役割を知った。李禎祥「K党元老伍澄宇：改朝功臣愛祭品」（『新台湾』第621期、2008年2月）は古参の同盟会員から汪政権に加わり、晩年10年以上獄中であって多数の著書を残した伍澄宇の「稀有な」一生を簡潔に描いている。
- (19) 「伍澄宇補充事实提要」南京市档案馆編『審訊汪偽漢奸筆錄』江蘇古籍出版社、1992年、1162-1164ページ。現代中国法の「法治」は、「国家権力の発動がすべて法律に従って行われなければならないという考え方、すなわち『法治主義』（rule by law）をさしている」と定義されるように、「近代法の『法の支配』や『法治国家』のアナロジーとしての用語ではない」（木間正道・鈴木賢・高見澤麿『現代中国法入門』有斐閣、1998年、44、93ページ）。改革開放後の中国の「法の支配」の歩みについてピーレンブームは、10年ほど前に

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

「中国の法の支配への長い道のりは市場経済への移行とほとんど同じように進んでいく可能性が高い」と結論付けたが (Randall Peerenboom, *China's Long March toward Rule of Law*, Cambridge University Press, 2002, p. 559), この見通しはやや楽観的過ぎたようである。もっとも「法の支配は、それが正確には何を意味するのか分からないままに、今日の世界における正当で優れた政治的理想とみなされているという、おかしな状態にある」というタマナハの指摘は記憶にとどめて置く必要がある (ブライアン・Z・タマナハ (四本健二監訳) 『法の支配』をめぐって——歴史・政治・理論』現代人文社, 2011年, 5ページ)。日本でも「法の支配」の意味について阪本昌成はハイエクの社会哲学の枠組みから再考を試み、「法の支配」を「手続的正義, 形式的正義, 実質的正義, すべてに関連し, 「政治権力, なかでも, 立法権を, これらのいずれの正義観の下で統御しようとする法思想である」と定義しなおした (阪本昌成『法の支配——オーストリア学派の自由論と国家論』勁草書房, 2006年, 197-198ページ)。これとは異なる独自の「正義観」に基づいているのが現代中国である。中国では「外国の軍事的帝国主義の脅威が消えるにつれて, それ以来, 外国の文化的帝国主義の脅威という認識がそれに取って代わった。…この認識上の脅威は西側諸国が中国を貧弱な人権記録とデモクラシーの欠如として批判するとき, もっとも明白であり, 中国の主権的諸権利を全く無視するものと見なされると主張している」というウェザリーの指摘は正しいであろう (Robert Weatherley, *Making China Strong: The Role of Chinese Thinking on Democracy and Human Right*, Palgrave Macmillan, 2014 p. 171)。

- (20) 李文濱「陳群其人」『福建文史資料』第14期, 1986年12月, 180-195ページ。陳羣の略歴は明治学史資料センター編『明治大学小史, 人文編』(学文社, 2011年, 212-213ページ) 参照。
- (21) 陳羣の1916年明治大学(法科専門部)卒は『明治大学学報』(1916年10月号, 明治大学学報発行所, 5ページ)で確認した。阿部裕樹「明治大学におけるアジア留学生数の動向——旧制明治大学発足以前を対象として」(『大学史紀要』第18号『明治大学アジア留学生研究I』明治大学資料センター, 2014年3月, 150-181ページ) 参照。
- (22) 郭卿友主編『中華民国時期軍政職官誌』上巻, 甘肅人民出版社, 1990年, 385ページ。
- (23) 林森は国民党の元老とされる人物であるが, 福建省閩侯出身で, 1913年11月に日本で中華革命党に参加, 福建省長になる直前は1921年の広州非常国会の議長だった(徐友春主編『民国人物大辞典』河北人民出版社, 1991年参照)。1925年以降, 林森は国民党内の反共グループが結集した西山会議派の指導者

の一人になるが、陳羣がそれに積極的に加わった形跡はない（郭緒印主編『国民党派系闘争史』上、桂冠図書、1993 年第 1 章）。なお、林森の小伝は蔣斌『民国主席档案』（人民日報出版社、2013 年、399-349 ページ）があるが、残念ながら注記がない。

- (24) 広東革命歴史博物館編『黄埔軍校史料（1924-1927）』（広東人民出版社、1982 年）所収の「第 4 期教職員名録」の「政治教官」12 人中 1 人に「陳群」が入っている（516 ページ）。
- (25) 「首都高等法院検査官訊問筆録」前掲、南京市档案馆編『審訊汪偽漢奸筆録』、1137 ページ。
- (26) 関智英「第 8 章 伍澄宇の思想と維新政府・汪精衛政権」（前掲『日中戦争時期、対日和平陣営における将来構想』所収）、219-220 ページ。関智英によれば伍は「飛行部隊導入」を中国で最初に主張した人物としてのみ知られている（同上、218 ページ）。馮自由「華僑開国革命史」（中国社会科学院近代史研究所『近代史資料』編訳室主編『華僑与辛亥革命』知識産権出版社、2013 年、46、48 ページ）には米国同盟会の一人として伍平一の名が挙がっている。馮自由によれば、東京で同盟会が結成されたのち、会員を派遣して美国支部の創設を試みたが、米国の移民法で入国ビザを取るのが難しかったという（同上、44 ページ）。そうすると学士号のある伍澄宇が米国の華僑学校の教師となってビザを取得したとしても不思議ではない。その背景として清国政府の 1902 年「欽定学堂章程」の公布があったのであり、清国政府は海外の華僑教育の促進につとめ、「1907 年、南洋、サンフランシスコ、日本などに華僑学校が続々と創設され」た（莊国土（山田陽子訳）「清末華僑のアイデンティティの変化と民族主義形成の要因」日本孫文研究会・神戸華僑華人研究会編『孫文と華僑』汲古書院、1999 年、288 ページ）。
- (27) 前掲、徐友春主編『民国人物大辞典』と張憲文・方慶秋・黄美真主編『中華民国史大辞典』（江蘇古籍出版社、2002 年）。ただし、この時期の伍澄宇の職歴は前掲『中華民国時期軍政職官誌』には記載されていないので確認できなかった。特に北京大統領府秘書、最高法院審判官の経歴については、関智英氏に問い合わせたが、独自の調査にもとづく張磊編『孫中山辞典』（広東人民出版社、1994 年）には記載されていないので、疑わしいようである。
- (28) 江海颯「江序」前掲、伍澄宇『維新政綱原論』、3 ページ。伍澄宇は上海の無声映画の女性スター、阮玲玉の顧問弁護士だった（前掲、関智英「第 8 章 伍澄宇の思想と維新政府・汪精衛政権」、226 ページ）。阮玲玉の離婚訴訟事件については中村愿「天才摩登明星阮玲玉」（海野弘編『シャンハイモダン——上海摩登』冬樹社、1983 年、239-259 ページ）が触れているが、弁護士の伍澄

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

宇の名は出てこない。

- (29) 前掲『維新政府之現狀』, 101 ページ。
- (30) 前掲『中華民国時期軍政職官誌』下巻, 1903 ページ。
- (31) 前掲『維新政府概史』, 89 ページ。
- (32) 前掲『中華民国時期軍政職官誌』下巻, 1990 ページ。
- (33) 「首都高等法院検査官訊問筆録」前掲『審訊汪偽漢奸筆録』, 1139 ページ。
伍澄宇は自らに対する告訴状で「失意政客」と名指されたのに反論して、政客ではなく弁護士、大学教授として暮らしていたと自己弁護した（「伍澄宇答弁理由声訴状」同上, 1148 ページ）。
- (34) 「最高法院特殊刑事判決」同上, 1184 ページ。
- (35) 憲政実施委員会の審議は伍澄宇の原案をもとにすめられた（関智英「第7章 汪政權の憲政実施構想」『日中戦争時期, 対日和平陣営における将来構想』, 207 ページ）。伍澄宇は孫文の建国大綱の「地方自治」を中心に中国の民主化の道を提唱したといってもよいであろう。
- (36) 詳しくはオークショット「政治における合理主義」マイケル・オークショット（嶋津格・森村進訳）『政治における合理主義』勁草書房, 1988年, 1-40 ページ参照。
- (37) 陳羣「留日学生に対する訓示」『日華学報』第87号, 昭和17年1月15日, 332 ページ。
- (38) 実藤恵秀『中国留学生史談』第一書房, 1981年, 7 ページ。
- (39) 石川禎浩『中国共産党成立史』岩波書店, 2001年, 66 ページ。
- (40) 前掲, 陳羣「留日学生に対する訓示」, 332 ページ。
- (41) ただし, 陳羣「欧州十九世紀文学思潮一瞥」（『建設』第1巻第4号, 1919年11月, 1-5 ページ）を見ると日本文学の専攻ではなかったようである。
- (42) 中華革命党の特徴の一つは中国同盟会よりも孫文に対する忠誠を示す誓詞を提出させたことであり, それゆえ, 孫文の独裁を許す可能性があるとして, 参加しなかった党员がいた。辛亥革命の立役者の黄興（1874-1916）がこうした非参加者の代表である（李雲漢『中国国民党史——第2編, 民国初年の奮闘』中国国民党中央委員会党史委員会, 1994年, 156 ページ）。
- (43) 同上, 李雲漢『中国国民党史述——第2編, 民国初年の奮闘』, 326 ページ。
- (44) 陳炯明は「連省自治」を主張して孫文の北伐に反対して1922年6月16日に「反乱」を起こし, 国民党と共産党の双方から「軍閥」のレッテルが長く張られてきた。1970年代末から中国と台湾の双方でこの「軍閥」説に対する見直しが始まった。広東省海豊県生まれで, 辛亥革命前, 胡漢民を通じて同盟会に入会, 1910年東方暗殺団を組織するなどのユニークな経歴を持つ陳炯明につ

いて波多野善大「孫文と陳炯明」(『中国近代軍閥の研究』河出書房新社, 1973 年, 323-339 ページ所収)は『陳競存先生年譜』(著者, 出版社不詳, 1935 年 4 月?)と関連資料を利用した先駆的な研究である。段公章・猗俊明編『陳炯明集』(中山大学出版社, 1998 年)も出版され, 陳の政治プログラムと統治については Izabella Goikhman, 'Chen Jiong-ming: Becoming a Warlord in Republican China' (eds. Mechthild Leutner and Izabella Goikhman, *State, Society and Governance in Republican China, Chinese History and Society*, Berliner China-Hefte, 2013, Vol. 43, pp. 77-101) が有益である。

- (45) 前掲, 李文濱「陳群其人」, 180 ページ。李潔之「陳炯明叛變炮擊總統府的經過」中国人民政治協商會議全國委員會・廣東省委員會・廣州市委員會文史資料研究委員會合編『孫中山三次在廣東建立政權』中国文史出版社, 1986 年, 208 ページ。周盛盈『孫中山和蒋介石交往紀実』(河北人民出版社, 1993 年, 81 ページ)には「8月9日午後3時, 孫文は蒋介石, 陳策, 陳羣, 陳煊などともに永豊艦を離れた…」とある。孫文は1922年6月17日夕方に軍艦楚豫から永豊艦に移っていた(湯銳祥『護法艦隊史』中山大学出版社, 1992 年, 165 ページ)。
- (46) 伍澄宇は当時, 「孫文の諮問に答える同志」の一人であり, 孫文の伍に対する信頼は, 長女, 孫姪をアメリカに留学させた時, 彼女の世話を任せたことから分かる(前掲, 関智英『日中戦争時期, 対日和平陣営における将来構想』, 224-225 ページ)。病死したこの娘の墓について孫文の伍澄宇宛の書簡も残されている(「復伍平一函(1914年10月15日)」郝盛潮主編『孫中山集外集』上海人民出版社, 1990 年, 365 ページ)。
- (47) 中国国民党中央党史史料編纂委員会編『国父年譜』上冊, 中華民国各界記念国父百年誕辰籌備委員会, 1965 年, 276 ページ。中国国民党中央委員会第三組編『中国国民党在海外(上篇)』編者出版, 1961 年, 117 ページ。関智英によれば, 伍澄宇はフィラデルフィアの同盟会分部の臨時会長に就任した(前掲, 関智英『日中戦争時期, 対日和平陣営における将来構想』, 220 ページ)。なお, 前掲, 李雲漢『中国国民党史述——第1編 党的建立与発展』の「各埠同盟会(1910-1911)」の一覧表を見ると, フィラデルフィアの会長は「梅毅南」とあり, 伍澄宇ではない(335-338 ページ)。
- (48) 伍澄宇は主筆 4 人の中の一人(他の 3 人は黄芸蘇, 崔通約, 張藹蘊。前掲, 李雲漢『中国国民党史述——第1編 党的建立与発展』, 425-426 ページ), または編輯 4 人の中の一人である(他の 3 人は李是男, 崔通約, 張藹蘊。李綺庵・梅喬林「開国前美洲華僑革命史略」前掲『華僑与辛亥革命』, 250 ページ)。伍澄宇と一緒に『少年中国晨报』の創刊に従事した李是男(?-1937)はサンフ

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

ランシスコ生まれで1907年に香港で同盟会に入った人物で (Shih-Shan Henry Tsai, *The Chinese Experience in America*, Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press, 1986, pp. 94-95), 伍澄宇と同郷 (広東省台山県) であった (馮自由『革命逸史』第2集, 台湾商務印書館, 1969年, 267-269ページ)。関智英は伍澄宇が『少年中国晨报』に掲載した記事の一覧を載せている (前掲, 関智英『日中戦争時期, 対日和平陣営における将来構想』, 221-222ページ)。これらのテーマを一瞥すると, 梁啓超の立憲主義に対する批判, 中国革命を「五族共和」とするなど, あるいは高橋作衛『革命軍と国際法』の翻訳というように, 中国同盟会の立場に立った言論活動であったことが分かる。

- (49) 前掲, 関智英『日中戦争時期, 対日和平陣営における将来構想』, 222ページ。ただし, 前掲の『国父年譜』と李雲漢『中国国民党史述——第2編民国初年奮闘』のどちらでもその確認ができない。
- (50) 俞辛焯・王振鎖編訳『中山在日活動密録 (1913・8-1916・4)——日本外務省档案』南開大学出版社, 1990年, 102ページ。
- (51) 前掲, 郝盛潮主編『孫中山集外集』, 364ページ。
- (52) 前掲, 関智英『日中戦争時期, 対日和平陣営における将来構想』, 223ページ。
- (53) 孫文が利用した中華革命党の経費の調達方法としては党費, 海外からの募金, 債権の発行, 借金などがあったが, 伍澄宇はこの内の3番目の債権を南洋で販売する仕事についていた (前掲, 李雲漢『中国国民党史述——第2編民国初年奮闘』, 237ページ)。なお, ロジスティクス (兵站術) とはジェミニ (『戦略概論』佐藤徳太郎『ジェミニ戦争概論』原書房, 1979年所収, 137-141ページ) に従えば, 「部隊移動」だけでなく「補給」をも含むものである (M. van クレフェルト (佐藤佐三郎訳)『補給戦——何が勝敗を決定するか』中公文庫, 2006年, 10ページ)。
- (54) 前掲, 『中華民国時期軍政職官誌』上, 365ページ。
- (55) 『中央軍事政学校法規全部』(中刷, 1927年5月版)に陳羣の特別講義「民生主義之真諦」とある (前掲, 廣東革命歴史博物館編『黄埔軍校資料 (1924-1927)』, 199ページ)。
- (56) 李文濱「陳群其人」, 181ページ。
- (57) 胡漢民は「どうして一個人が同時に二つの主義と異なる党员を実行できようか」と疑問を持っていたという (胡漢民「清党之意義」蔣永敬編『北伐時期的政治史料——1927年の中国』正中書局, 1981年, 377ページ)。
- (58) A・ノイベルク他『武装蜂起』(鹿岩社, 1975年第6章)参照。北村稔は第1次暴動を「未遂」, 第2次暴動は「ゼネスト, 暴動, 市民自治政府の樹立」で

成功し、蒋介石との衝突に備えた」と指摘した（北村稔『第 1 次国共合作の研究——現代中国を形成した二大勢力の出現』岩波書店、1998 年、151、160 ページ）。また坂野良吉『中国国民革命政治過程の研究』校倉書房、2004 年、第 5 章「1 上海 3 次暴動と中国共産党」参照。

- (59) 蒋介石とは日本留学時代からの旧知であり、この頃、参謀の一人となる黄孚（^フ膺白）は、1 月 11 日に漢口に行って中国銀行の呉震修から 10 万円の軍費を漢口支店から調達している（沈雲龍編著『黄膺白先生年譜長編』上冊、聯經出版、1976 年、267 ページ）。
- (60) 前掲、李文濱「^フ陳群其人」、181 ページ。北伐軍東路軍総指揮部政治部主任の陳羣に杜月笙たちを紹介したのは、杜と旧知であった総司令部特務所所長の楊虎（1889-?）であった（楊帆『杜月笙大伝』華文出版社、2009 年、127 ページ）。
- (61) 西爾臬（川添恵子訳）『中国マフィア伝——上海のゴッドファーザーと呼ばれた男』イースト・プレス 1999 年、193 ページ。酒井忠夫『中国幫会史の研究、青幫篇』（国書刊行会、1997 年、290 ページ）によれば、杜月笙の提案で陳羣と楊虎は、青幫の第一の実力者、「張仁奎を拜して老頭子と為し、青幫通字輩の成員となった」という。こうして青幫と国民党の関係が固まった。
- (62) 「取締上海总工会武装糾察隊佈告」黄嘉謨編『白崇禧將軍北伐史料』中央研究院近代史研究所、1994 年、57 ページ。
- (63) 前掲、李文濱「^フ陳群其人」、181 ページ。ただし、李文濱の回想によれば「5 月 11 日」とあるが、研究書の張瑛『蒋介石「清党」内幕』（国防大学出版社、1992 年、165 ページ）に従う。ここで共産党員の「指導者を逮捕すれば 1 人 1 千元、その部下ならば 1 人 500 元」の懸賞金を出し、4 月 14 日から 24 日までに龍華の総指揮部に逮捕された共産党員は千人余りに上ったと張瑛は述べている。
- (64) Jay Taylor, *The Generalissimo: Chiang Kai-Shek and the Struggle for Modern China*, Cambridge Mass.: The Belknap Press, 2009, p. 41. 毛思誠編『民国 15 年以前之蒋介石先生』（龍門書店、1965 年、153-154 ページ）では、蒋介石が 20 日に、長年のパトロン、張人傑（^フ静江 1877-1950）に会って後事を托したとあるが、虞洽卿からカネをもらったといった記述はない。上海交易所の理事の一人、魏伯楨の回想は蒋介石が虞洽卿を説得した結果という（「上海証券物品交換所與蒋介石」『文史資料選輯』第 49 輯。楊天石『揭開民国史的真相第 3、蒋介石崛起與北伐』風雲時代出版、2009 年、106 ページ）。もっとも、1920 年に張人傑が上海証券交易所を開き、虞洽卿がその理事長だったので（張建智『蒋介石「導師」——張静江伝』團結出版社、2008 年、121 ページ）、

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

虞洽卿と張人傑が二人で決めたのかもしれない。虞洽卿（1867-1945）について論考と評伝は、陳来幸「虞洽卿について」（『五四運動の研究』、第2函5、同朋舎、1983年、1-127ページ）、馮筱才『政商中国：虞洽卿と他的時代』（社会科学文献出版社、2013年）がそれぞれある。

- (65) 前掲、周盛盈『孫中山和蒋介石交往紀実』、81ページ。李敖・汪榮祖著『蒋介石評伝』上冊、中国友誼出版公司、2000年、70ページ。
- (66) 李新総編『中華民国史』第2編第5巻「北伐戦争与北洋軍閥覆滅」中華書局、1996年、416ページ。
- (67) 同上、611ページ。
- (68) 前掲、李文濱「陳群其人」、181ページ。陳羣はその後、甥と息子を日本に留学させるための準備で一時帰国した時、蒋介石と同じ船に乗っていたが、会うのを避けたという（同、181ページ）。ただし、陳羣と蒋介石との決裂は、その後の党内闘争で胡漢民に従って1931年12月に蒋介石に辞職を迫ったことに求める説もある（前掲、経盛鴻『南京淪陥八年史』上、255ページ）。
- (69) 陳羣について章君毅は『杜月笙伝』（第2冊、伝記文学出版社、1968年、100ページ）で「大處精明，小處馬虎，他私生活豪不考究，吃的穿的，一切隨便，用起錢来，也沒有数值觀念」と指摘しているが、もしそうだとすれば「金銭感覚」に乏しかったといえる。
- (70) 前掲、李文濱「陳群其人」、182ページ。
- (71) 同上と前掲の『民国人物大辞典』と『中華民国史大辞典』など人名辞典には記載されていないが、費正・李作民・張家驥『抗戰时期的偽政權』（河南人民出版社、1993年、117ページ）によれば、陳羣は上海弁護士会会長（律師公会主席）に就いている。そうすると伍澄宇との接点は上海弁護士会にあったのかもしれない。
- (72) 前掲、閔智英『日中戦争時期、対日和平陣営における将来構想』、225ページ。
- (73) 前掲、伍澄宇『維新政綱原論』、44ページ。
- (74) 同上、41ページ。
- (75) 同上、43ページ。
- (76) 同上、48ページ。
- (77) 同上、49-52ページ。
- (78) なお、伍澄宇は戦間期にリベラル・デモクラシーの立場を貫いた知識人であったといつてよいであろうが、第2次大戦後のヨーロッパでは、ファシズムが凋落し、共産主義に脅威に対して「自由民主主義」、「社会民主主義」、「キリスト教民主主義」という「3つのデモクラシー」が求心力を持っていった（馬場康

雄「はじめに」日本政治学会編『年報政治学 2001年 三つのデモクラシー』岩波書店, 2002年, ii-viiページ参照)。

- (79) 前掲, 黄美真・張文編『汪精衛国民政府成立』, 823ページ。汪政権は同年同日に公布された「国民政府組織系統表」を見ると, 軍事委員会と並立させる五院制(行政, 立法, 司法, 考試, 監察)を採用している(同上, 824ページ)。五院制の特徴は, 小野清一郎・団藤重光『中華民國法院組織法』(有斐閣, 1945年, 13ページ)が指摘するように, 法令の解釈や判例の変更では法令解釈統一会議に従うとされた点で「最高法院の審判権の独立は著しく制限され」たものであった。
- (80) まず現地が1938年1月18日に「中支新政権樹立方案」を2つ作成(前掲『現代史資料(13), 日中戦争(5)』, 155-6と156-7ページ), 2月12日に陸軍省は「中支那政務指導要綱」を策定した(防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書, 支那事变陸軍作戦(1)』朝雲出版社, 1975年, 496ページ)。
- (81) 前掲, 関智英「日中戦争時期中国占領地における将来構想」, 6ページ。丸山静雄『失われた記録——対華・南方政略秘史』(後楽書房, 1950年, 65-68ページ)によれば, 松井石根が司令部通訳の岡田尚を通じて, 上海租界に住む李澤一と相談し, 梁鴻志と陳羣を説得し出馬させた。
- (82) 前掲, 李文濱「陳群其人」, 184ページ。
- (83) 前掲『維新政府之現況』, 26-27ページ。
- (84) 「維新政府成立宣言」同上『維新政府之現況』, 30-31ページ。維新政府概史編纂委員会『維新政府概史』行政院宣伝局, 1940年, 12-14ページ。
- (85) この第3条は日文のみが中文と異なっている。中文では「務求適應世界現況」となり, 「中日の親睦を促進」ではない。ただし, 中国語の原文には日付が記されていないので, 公表されなかったのかもしれない(『偽維新政府政綱』秦孝儀編『中華民國重要史料初編——対日抗戦時期, 第6編, 傀儡組織(三)』中国国民党中央委員会党史委員会, 140ページ)。
- (86) 「維新政府政綱10カ条」前掲, 『維新政府之現況』, 31-32ページ。前掲, 『維新政府概史』, 14-15ページ。
- (87) 陳羣「周年回顧」前掲『維新政府之現況』, 251ページ。
- (88) 前掲, 李文濱「陳群其人」185ページ。江鎮三は, 湖南省新寧県出身。明治大学卒(ただし, 『明治大学学報』では確認できなかった)。上海南方大学, 上海群治大学, 法科大学, 上海政法大学, 東方大学法学院院長についた後, 維新政府内政部民政司長兼農政訓練所教務長につき, 汪政権では監察院監察委員についた。『刑法各論』, 『刑法新論』などの著書もある(前掲, 張憲文・方慶秋・黄美真主編『中華民國史大辞典』)。

中華民国維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

- (89) 前掲, 関智英「日中戦争時期, 中国占領地における将来構想」, 13 ページ。
この県政訓練所で伍澄宇は「憲政実施を想定し, 国民政府以来の地方自治の遂行が意識されていた」と関は考えたからである(同上, 関智英『日中戦争時期, 対日和平陣営における将来構想』, 201 ページ)。
- (90) 前掲, 伍澄宇『維新政綱原論』, 303 ページ。
- (91) なお, 維新政府政綱の簡単な解説として張桐編『維新政府政綱淺釈』(宣伝部出版, 1940年7月14日, 1-16 ページ)がある。
- (92) 前掲, 伍澄宇『維新政綱原論』, 1-8 ページ。
- (93) アリストテレス(山本光雄訳)『政治学』(岩波文庫, 1989年20刷)の第4巻第13章に「国制は一そうよく混合されていれば, いるだけいっそう不動である」(209 ページ)とある。
- (94) ロックは『統治論』(宮川透訳)で「法を作る権力を握っている同一人物が, 同時にその法を執行する権力までもその手に握ること」(『世界の名著, ロック・ヒューム』, 中央公論社, 1970年再版, 284 ページ)の危険を考慮して立法権と行政権の分離を主張した。
- (95) モンテスキューは, 通説によれば, 国家機能を立法, 行政, 司法の三権に分けることができると主張しただけである。英国の憲法学者, ブラックストーン(W. Blackstone)が『イングランド法注釈』(*Commentaries of the Laws of England*, 1765-9)のなかでそれを権力分立論として「イギリス化した」というのが定説である(A・ヴィンセント(森本哲夫・岡部悟朗訳)『国家の諸理論』昭和堂, 1991年, 131-133 ページ)。この「イングランド法」はコモン・ローと制定法からなるとされたが, コモン・ローの複雑で難解な手続きや不確かさを批判し, 「法典化」を主張し, 三権の抑制均衡の条件を「最大多数の最大幸福」として定式化したのが, ベンサムである(J・R・ティンウィディ(永井義雄・近藤加代子訳)『ベンサム』日本経済評論社, 1993年, 89-94 ページ。山田孝雄『ベンサム功利説の研究』大明堂, 1960年, 88 ページ参照)。ベンサムは法実証主義と功利主義によって「世界の立法者」になることが「究極的な目標の一つであった」という(戒能通弘『世界の立法者, ベンサム——功利主義法思想の再生』日本評論社, 2007年)。
- (96) 前掲, 伍澄宇『維新政綱原論』, 12 ページ。井上幸治編『世界の名著, モンテスキュー』(中央公論社, 1972年, 443 ページ)の井上堯裕訳は「同一人, または同一の執行官団体の掌中に立法権と執行権が結合されているときに, 自由はない」となっており, 訳語の違いはあるが, 意味は大差ない。なお, 野田良之他訳(岩波文庫, 上, 1992年5刷, 291 ページ)は「同一の人間あるいは同一の役職者団体において立法権力と執行権力が結合される時, 自由は全く

存在しない」となっている。

- (97) 日本語の「憲政」とは「立憲政治，憲法政治の意味」である（『政治学事典』平凡社，1954年初版）。ドイツ系アメリカ人の政治学者のC・J・フリードリッヒによれば、「立憲主義」は「権力を分割させることによって，政治行動に対する実効的な抑制の体系を提示するものである」が，この「抑制の観念」の西洋的背景として中世の自然法理論とキリスト教の人間観の二つを挙げている点を忘れてはならないであろう（清水望・渡辺重徳・大越康夫訳『比較立憲主義』早稲田大学出版部，1979年，20-21ページ）。最近の政治学者は「抑制の観念」のトーンを落とし、「大抵の憲法は政府の『構成』と意思決定手続きを記述するが，立憲主義は手続きと同程度に実質でもある。憲法は国家の行動可能な仕方についてではなく，行動可能・不可能な内容と行動の是非について語るものである」と見る（Edward Schieffelin, *Crafting Constitutional Democracies: The Politics of Institutional Design*, The Rowman & Little Field, Lanham: Maryland, 2006, p. 3）。
- (98) 前掲，関智英「第7章 汪精衛政権の憲政実施構想」『日中戦争時期，対日和平陣営における将来構想』，208ページ。具体的に五五憲法の不備とは，第1に人民の行使する権利を孫文のいう選挙権，罷免権，創制権，複決権の内，選挙権以外の行使の規定がない，第2に行政機構の弾力性がない，第3に中央と地方の権限の不備，などである。
- (99) 前掲，伍澄宇『維新政綱原論』，18ページ。
- (100) 前掲『維新政府ノ現況』，58ページと前掲『維新政府概史』，21-22ページ。
- (101) 前掲，伍澄宇『維新政綱原論』，35-38ページ。
- (102) 同上，163ページ。伍澄宇は孫文が中華民国成立で民族主義と民権主義が達成されたと主張したのに反対して「四民主義」を提唱した（前掲，関智英『日中戦争時期，対日和平陣営における将来構想』，224ページ）。
- (103) 同上，伍澄宇『維新政綱原論』，149-162ページ。
- (104) 伍澄宇が西洋の倫理思想を「個人主義」道徳であると主張する際，プラグマティズムの哲学者のジェームス（W. James），マルクス（K. Marx）の説を簡単に批判した後，数人の学者の姓とレッテルのみを挙げて「これらはすべて功利主義から立論している」と断定する（同上，153-154ページ）。それらの学者を系統的にならべてみると，社会進化論のスペンサー（H. Spencer）とその批判者のハクスレー（T. H. Huxley。厳復訳『天演論（進化と倫理）』），アナキストで相互扶助論を説いたクロポトキン（P. Kropotkin），功利主義哲学者のシジウィック（H. Sidgwick）とその批判者であるイギリス理想主義のブラッドレー（F. H. Bradley），そのほかに民族心理学の創始者のヴント（W.

中華民國維新政府はなぜ平穩に汪精衛政權に吸収されたか？

Wundt) も入っている (平野義太郎訳『民族心理より見たる政治的社会』日本評論社, 1938年参照)。19世紀末から20世紀にかけて功利主義者とイギリス理想主義の論争が展開されたが、今日では両者間には「現在のほとんどの人たちが考えている以上に連続性ないし共通性が多い」と評されている (D. Weinstein, 'Nineteenth-and Twentieth-Century Liberalism,' G. Klosko, ed., *The Oxford Handbook of the History of Political Philosophy*, Oxford University Press, 2011, p. 416)。シジウィックについては、J・ロールズ (矢島鈞次監訳)『正義論』(紀伊国屋書店, 1994年8刷) 第1章第5節「古典的功利主義」、ブラッドレーについてはリチャード・ノーマン (塚崎智監訳)『道徳の哲学者たち — 倫理学入門』(昭和堂, 1988年) 第8章参照)。五四運動以前の数十年、中国の知識人に大きな影響を与えたのが進化論と社会契約論とされ、五四運動後、マルクス主義がそれらに取って代わったとされるが (熊月之『中国近代民主思想史』上海人民出版社, 1986年参照)、伍澄宇の場合、マルクス主義ではなくアメリカのプラグマティズムとイギリスの功利主義を重視していた点を確認しておこう。

- (105) 同上, 160 ページ。西洋の「道徳文化は破産」したというのは「ヨーロッパ科学文明の破産」という方が適切であろう (梁啓超 (小野和子訳注)『清代學術概論 — 中国のルネッサンス』平凡社, 1974年の訳注者解説, 355 ページ)。それだけでなく西洋の道徳観念を「権力本位」と断定することは、自然法理論とキリスト教的倫理観を考慮しない点で一面的な見方といつてよいであろう。なお『欧游心影録』については井汲陵一「啓蒙の行方 — 梁啓超の再評価について」(狭間直樹編『梁啓超 — 西洋近代思想受容と明治日本』みすず書房, 1999年, 383-386 ページ) 参照。
- (106) 前掲, 伍澄宇『維新政綱原論』, 163-168 ページ。
- (107) 『礼記』とは儒家の十三経の一つで『周礼』と『儀礼』と合わせて三礼といわれ、戦国末から秦漢にかけての制度、習俗、礼の理論と方策、政治、學術の記録を集成したものである (日原年国編『中国思想辞典』研文出版, 1984年)。『礼記』の「大道」の記述によれば、「大道之行也, 天下為公, 選賢與能, 講信修睦」とある (下見隆雄『礼記』明德出版社, 1973年, 116-117 ページ)。ただし、民国において儒教を国教としようとする努力は1916年の袁世凱の死で失敗したとされている (ウィン-チット=チャン (福井重雅訳)『近代中国における宗教の軌跡』金花舎, 1974年, 7 ページ)。
- (108) 前掲, 伍澄宇『維新政綱原論』, 202-240 ページ。
- (109) 同上, 240 ページ。
- (110) 同上, 241 ページ。

- (11) 同上, 242-243 ページ。オックスフォード大学教授だったダイシーは、1900年までのイングランド法の歴史的發展を知るための三冊の必読書の一冊、『法と世論』の著者である。そのほかの二冊は W・ブラックストーン『イングランド法釈義』(Commentaries on the Laws of England, 1765-1769) と F・W・メイトランドと Sir F・ポロック『イングランド法の歴史』(The History of English Law) である (W. ホールズワース (西山敏夫訳) 『英米法の歴史家たち』創文社, 2009年, 84 ページ)。ダイシーは英国では「言論・出版の自由」については名誉棄損法以外には明確な規定がなされていないと指摘し、「政府の活動を批判する権利」は次の場合に限定されると指摘した (Albert V. Dicey, Introduction to the Study of Law of the Constitution, 8th ed., London: Macmillan, 1931, pp. 236, 239-240。A・V・ダイシー (伊藤正己・田島裕) 『憲法序説』学陽書房, 1983年, 233 ページ)。伍澄字が引用したダイシーの原文の翻訳は正確ではないので、伊藤・田島の日訳におおむね従えば、「扇動の意思をもって (口頭その他の方法により) 言葉ないし文書を公けにする者はすべて軽罪を犯していることになる。ここでいう扇動の意思とは、国王に対し、また法によって確立された連合王国の政府と憲法に対し、または国会の各議院に対し、または司法に対して敵意もしくは侮辱をもたらし、不満を起こさせる意思、あるいは、法によって確立された教会ないし国家に関することからについて英国国民が適法な手段に拠らずに改革を企てるよう教唆する意思、あるいは、異なる階層間に悪意や敵意の感情を湧き立たせようとする意思を意味する」。イギリス法の「市民的自由」は、戒能通厚編『現代イギリス法事典』(新世社, 2004年初版第2刷, 140 ページ) によれば、「人は自由を享受することを出発点としたうえで、明示的なコモン・ローまたは国会制定法上の制約が存在する場合にのみ当該自由が抑制されることになる」ものである。なお、A・V・ダイシー (加藤紘捷・菊池肇哉訳) 「英米法におけるダイシー理論とその周辺 — A・V・ダイシー『コモン・ローの発展』」(『日本法学』第79巻第1号, 2013年6月, 75-114 ページ) は1871年のダイシーの論文の翻訳とあわせて解題が付されており、この時期のダイシーが common law を the government of law と呼び、the will of the sovereign の反対語として使用していたことが分かる。
- (112) 高柳賢三・末延三次編集代表『英米法辞典』(有斐閣, 1978年, 第16刷) の Freedom of Speech, Liberty of Press の項目参照。成文憲法の存在しないイギリス憲法では「市民の権利」は「憲法典上にただ存在するのとは異なって、裁判所による具体的救済と結びついている実質的な権利」とされている (戒能通厚編『現代イギリス法事典』(53-54 ページ)。

- (113) ダイシーは「法の支配」(the rule of law) に3つの意味があると指摘した (Albert V. Dicey, *op. cit.*, pp. 198-199. 前掲, 伊藤正己・田島裕訳『権法序説』, 190-191 ページ)。田島裕『議会主権と法の支配』(有斐閣, 1979年, 162 ページ) の簡潔な要約によれば, 第1に正式の法の優位, 第2に法の前の平等, 特に行政法の不存在, 第3に憲法が通常法の結果であることである。「議会主権」を主張するダイシーは, 20世紀に入り, 議会の立法権が浸食され行政権が拡大して「法の支配」が脅かされている現状を危惧していた (清水金二郎訳・菊池勇夫監修『法律と世論』(法律文化社, 1972年。詳しくは「現代イギリス法とダイシー」前掲, 戒能通厚編『現代イギリス法事典』, 51-75 ページ参照)。今日の政治学者は「法の支配」を「薄い法の支配概念」と「厚い法の支配概念」に区別し, 前者の「薄い法の支配」定義のように「政府のアクターが暴力を独占することによって国内秩序を維持する」というように狭くは考えない (これは中国語の「法治」の意味であろう)。「デモクラシーの文脈では『厚い』法の支配概念の方がより重要である。したがって、『良い』(本質的にリベラルな) デモクラシーには以下の点で強力かつ活発で, しかも拡散して自己維持する法の支配が存在する」(‘Introduction’ Larry Diamond and Leonardo Morlino, ed., *Assessing the Quality of Democracy*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 2005, xiv)。この序文は10項目挙げているが, オドンネルはより簡潔に法の支配の適用範囲として法制度, 国家・政府, 裁判所とその付属機関, 一般の国家制度, 社会的文脈, 公民権・人権を挙げている (Guillermo O. Donnell, ‘Why the Rule of Law Matters,’ *ibid.*, Diamond and Morlino, eds., pp. 14-15)。
- (114) 1936年5月5日に中華民國憲法草案が立法院で可決される前年10月に国民党中央執行委員会の第192回常務委員会で憲法草案の5原則が決められ, その第1原則に三民主義, 建国大綱, 訓政約法の本質に基づくことと明記されていた (孫科「立法院議訂憲法草案概略」胡春惠編『民国憲政運動』正中書局, 1978年, 833 ページ)。この憲法草案では「個人の自由と権利」が直接保障されなかった点が課題として残り, 戦後の1947年に公布された中華民國憲法の第10条 (居住と移動), 第11条 (言論, 公論, 著作, 出版), 第12条 (通信の秘密), 第13条 (信仰), 第14条 (集会結社) で自由権が直接明記された (『中華民國憲法』同上『民国憲政運動』, 1136-1137 ページ)。中華民國憲法制定までの過程を考察した中村元哉「近代中国憲政史における自由とナショナリズム — 張知本の憲法論と中華民國憲法の制定過程」(石塚迅・中村元哉・山本真『憲政と近現代中国 — 国家, 社会, 個人』現代人文社, 2010年, 22-42 ページ) は有益である。中村元哉は中国ではそうした立憲思想が1949年以降, 断絶した

と主張する(同上, 39 ページ)。こうした断絶を示す例として莫紀宏「明治憲法の近代中国の憲法制定に与えた影響の限界について」(高橋和之編『日中における西欧立憲主義の継受と変容』岩波書店, 2014 年, 135-143 ページ)を挙げることができるであろう。「政党国家」の中国の立憲体制を特徴づけるため、中国共産党とその党章を「実質的憲法」、国家とその憲法を「手続的憲法」と区分する試みもある(Philip C. C. Huang, 'The Basis for the Legitimacy of Chinese Political System: Dialogues among Western and Chinese Scholars, 7—Editor's Introduction,' *Modern China*, Vol. 40, No. 2, March 2014, p. 111)。同誌に寄稿した強世功は「政党立憲主義」というモデルを提唱して次のように主張している(Jiang Shigong, 'Chinese Style Constitutionalism: On Backer's Chinese Party State Constitutionalism,' *ibid.*, pp. 133-167)。すなわち、「1982 年以来、中国の政党国家の立憲体制は何回かの改革を経験し、中国は次第に『一党制立憲国家』に変容した。党と国家の権力分立を基礎にこの新しい立憲国家モデルは法治(the rule of law)を推し進め、憲法が最高の権威であると確認し、中国共産党の指導的地位と法治を動的的に均衡させた」(p.133)という。憲法を「最高の権威」、党を「指導的地位」と規定して「権力分立」というのは論理矛盾ではなからうか。

- (115) 「伍澄宇補充事実提要」前掲『審訊汪偽漢奸筆録』, 1164 ページ。
- (116) 西洋の政治学の古典であるアリストテレスの『政治学』(山本光雄訳, 前掲, 170-171 ページ)で「人の支配」よりも「法の支配」が優れている理由として、「激情は、たとい最善の人であっても、ゆがませる」ことをあげている。「徳治主義」の限界がすでにここで指摘されているといえる。